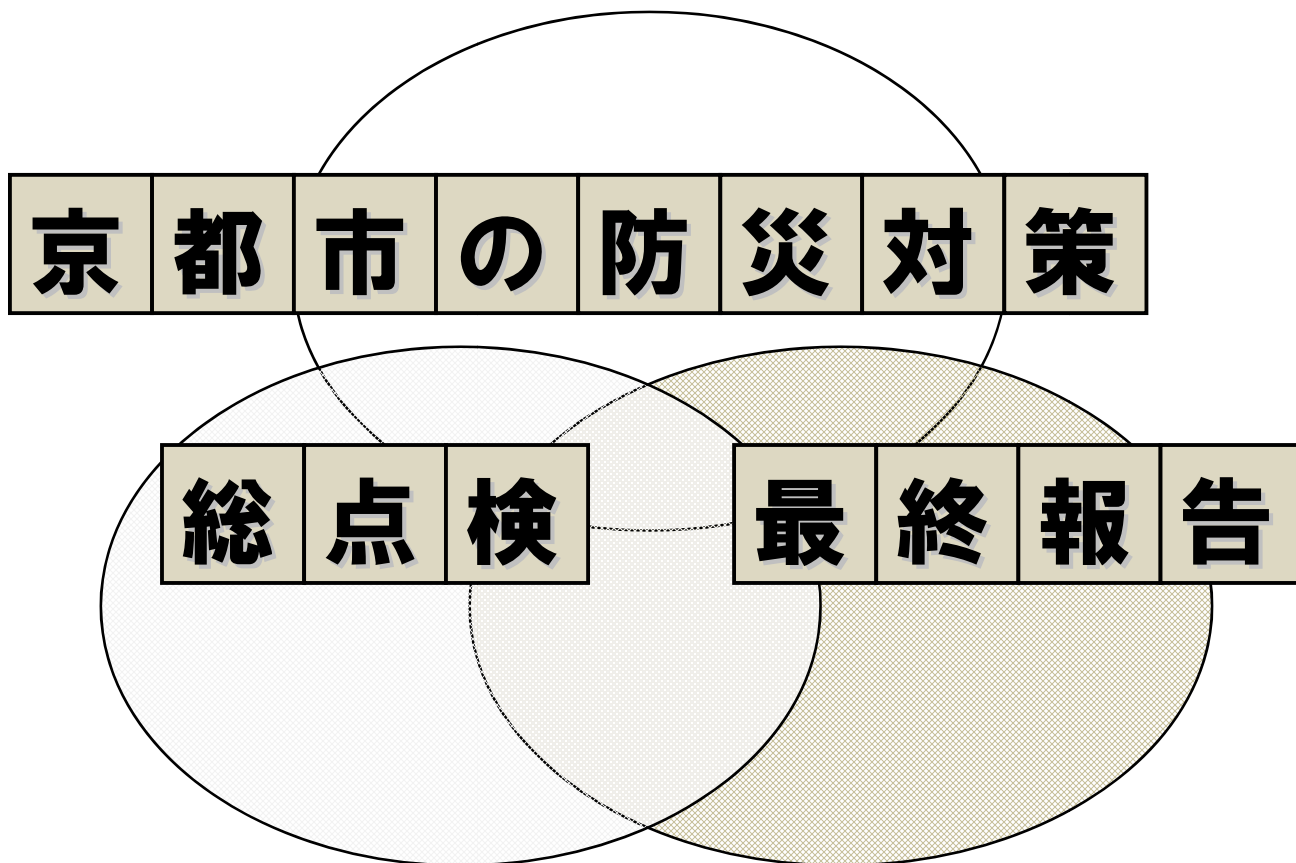




平成23年12月14日

京都市防災対策総点検委員会

目 次

(ページ)

防災対策総点検委員会 最終報告に当たって	-----	1
1 防災対策総点検の経過	-----	2
2 課題領域Ⅰ「ひと」	-----	4
（１）避難所の開設・運営	-----	4
ア 避難所開設等に関する現況		
イ 諸課題と今後の取組方向		
（ア）全体的観点から		
（イ）「ひと」の観点から		
（ウ）施設等の観点から		
（２）防災訓練	-----	7
（３）要援護者対策	-----	8
（４）ボランティア	-----	10
（５）コミュニティ	-----	11
（６）観光客・帰宅困難者対策	-----	12
3 課題領域Ⅱ「情報・手段」	-----	14
（１）情報	-----	14
ア 情報収集・伝達		
イ 防災ポータルサイト		
（２）医療・救護・衛生	-----	15
（３）廃棄物処理	-----	16
（４）オープンスペース	-----	17
（５）物資調達・輸送	-----	18
ア 物資調達		
イ 輸送		
（６）防災教育	-----	20
（７）産業・就労	-----	21
ア 被災企業、事業者支援		
イ 被災者雇用対策		
ウ 観光産業振興		
エ 農林業対策		
4 課題領域Ⅲ「もの」	-----	24
（１）住宅・建築物等	-----	24
ア 住宅・建築物		
イ 市建築物		
ウ 密集市街地・細街路対策等		
エ 宅地対策		
オ 急傾斜地崩壊対策		

(2) 道路, 橋りょう, 公園, 河川, 排水機場	-----	30
ア 道路		
イ 橋りょう		
ウ 公園		
エ 河川		
オ 排水機場		
(3) 文化財	-----	33
(4) 液状化対策	-----	34
(5) ライフライン	-----	34
ア 電気		
イ ガス		
ウ 電話・通信		
エ 上下水道		
(ア) 上水道		
(イ) 下水道		
(ウ) 危機管理体制		
オ 市営地下鉄		
(6) 復旧・復興に向けた検討	-----	38
5 原子力発電所事故等に関する対応	-----	39
(1) これまでの検討経過	-----	39
(2) 今後京都市が採るべき対応	-----	39
6 京都市第3次地震被害想定	-----	41
7 京都市等への要請	-----	42
(1) 迅速な取組の推進を	-----	42
(2) 国, 京都府, 関西広域連合等との連携強化	-----	42
8 京都市民に期待すること	-----	43
資料	-----	45
1 京都市防災対策総点検委員会委員名簿	-----	46
2 京都市防災会議専門委員会委員名簿	-----	47
3 各委員会の審議経過	-----	49
4 平成23年度第1回市政総合アンケート結果概要	-----	50

防災対策総点検委員会 最終報告に当たって

これまで、自治体レベルの防災施策は、その自治体が震災あるいは水災等により大きな被害を受けなければ、その具体的進捗を図っていないのが通例であった。

しかし、東日本大震災の発生後、その凄惨な被害を前にして、国や被災自治体のみならず、日本全国の多くの自治体も、防災施策の重要性を強く知らされることとなった。

今回の大震災では、2万人に迫るという死者・行方不明者を数え、わが国の災害史上でも例を見ない大きな犠牲を払うことになった。この大震災と福島第一原子力発電所の事故は、言わば文明的な転換点となるものであり、人間と自然、あるいは人間と科学技術のあり方をも問いかけるものと言える。

そして、我々の住む京都市においても、今回の大震災を貴重な教訓として、新たな歩みを始めなければならない。大震災の被害はあまりにも甚大であり、想定外との表現も関係者から頻出したが、想定外という言葉の前で立ち止まっていたはならない。多くの尊い命を奪った今回の地震・津波を重い教訓として、被災地の人々だけでなく、この日本に生きるすべての国民、市民が、防災ということの意味、役割について、襟を正して見つめ直していく必要がある。

とりわけ、基礎自治体である市町村においては、市民の命、暮らしを守るという負託に応えていくため、想定を超える被害等も厳粛に受け止め、今後どういった対策を講じ、どう実行するかを多角的に検討して備えておく必要がある。これこそ防災あるいは危機管理の要諦であり、現在の京都市にもこうした姿勢が求められる。そしてまた、京都市民の方々にも、災害から自らを守り、また、非常時には互いに支え合うという気概を持って備えを進めていただくことを期待したい。

防災対策総点検委員会は、東日本大震災の発生を受けて、今日までの京都市の採ってきた防災諸施策の現状を把握するとともに、課題や問題点を明らかにして、今後取り組むべき方向性についても広く検討を進めてきた。三つの検討部会では、市民委員や関係機関委員にも加わっていただき、限られた時間の中ではあったが、精力的に議論を重ねた。今年8月の「中間報告」以降も、残された課題の検討に加え、すでに採り上げた課題に関する今後の方向性等についても検討を深め、ここに「最終報告」をとりまとめた。

京都市には、この「最終報告」に掲げた各種施策について、引き続き検討を続けられ、京都市地域防災計画の改定等も含めて早急に具体化、事業化されることを要望し、「最終報告」に当たっての巻頭言とさせていただく。

平成23年12月

京都市防災対策総点検委員会

委員長 土岐 憲三

副委員長 仲谷 善雄

委員 清野 純史

委員 牧 紀男

委員 永松 伸吾

1 防災対策総点検の経過

京都市の防災施策は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、これまでの取組内容を全面的に見直し、その充実・強化が図られてきた。

特に、京都市域における活断層調査及び地下構造調査を経て平成15年に策定された京都市第3次地震被害想定は、3次元モデルによる被害予測を行い、時系列の被害予測等も織り込んだ当時としては、きわめて先進的な内容であり、こうした被害想定を受けて、京都市地域防災計画が全面改定され、防災に関する取組が着実に推進されてきている。

こうした取組とともに、京都の町中の各所には赤い防火バケツが置かれ、市内の全学区には自主防災組織が結成されており、各町内版の地域防災計画である「市民防災行動計画」もほとんどの自主防災部ですでに策定されている。また、地域のさまざまな単位で防火・防災に関する取組が活発に行われている。

一方、京都市の財政状況の厳しさが深刻化する中で、市庁舎や重要橋りょう等の耐震化をはじめ、ハード面の諸事業の進ちょく度は十分とはいえない。

こうした状況の下、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人に迫るなど未曾有の被害をもたらした。同時に起こった福島第一原子力発電所の事故の影響等も国内広範囲に及び、地震防災に関する市民の関心が非常に高まっている。今日までの既成の価値観を揺るがすような、言わば文明史の転換点に我々は立っているとも言え、その意味ではあらゆる既成概念を再度見直す必要が生じているとも言える。

京都市においては、東日本大震災の発生直後から、これまで実施してきた防災施策の総点検を行うとの姿勢が示され、京都市防災会議の中に、この防災対策総点検委員会が設置された。そして、総点検委員会内に設けた三つの検討部会（被災者支援第一検討部会、被災者支援第二検討部会、都市基盤検討部会）において、種々の検討を進めてきた。

具体的には、各種の防災施策を「ひと」、「情報・手段」、「もの」という観点から大別し、三つの検討部会において、市民委員、関係機関委員にも参画いただき、検討テーマとして、避難所の開設・運営、防災訓練、物資調達、情報、都市基盤施設の耐震化等の各課題に関する現状を把握するとともに、今後の方向性等について幅広く意見、提案等も行いながら検討を行ってきた。

また、平成23年7月に、防災に関して市民3,000人を対象にしたアンケートが京都市で実施され、その結果も参考にしながら検討を行った。

さらに、東日本大震災の発生以降、京都市は、仙台市をはじめとする被災地へ多くの職員を派遣しており、こうした被災地での職員の経験が、今後の京都市の防災施策を進めていくための大切な教訓ともなることから、その経験等を聴取することにも努めた。

こうした経過の中で、平成23年8月29日には、京都市において早期に取り組むべき事項について、迅速な着手を促す観点から、各検討部会の意見等を取りまとめ、総点検委員会中間報告として京都市に提出した。

この「中間報告」においては、防災に関する多くの検討テーマについて、その現状や課題等について十分掘り下げた議論ができなかった面もあったことから、以降も、要援護者対策

や防災教育，医療・救護・衛生，災害廃棄物等のテーマに関して各検討部会で検討を進めるとともに，今後取り組むべき方向性等について精力的に議論等を重ねてきた。

そして，今回，この防災対策総点検委員会最終報告をとりまとめ，京都市民に期待する事柄等も含め，京都市防災会議へ報告するとともに，京都市に対して提出する運びとなったものである。

2 課題領域Ⅰ「ひと」

(1) 避難所の開設・運営

ア 避難所開設等に関する現況

避難所は、災害発生後においては、情報の拠点や救援物資の集約地となり、在宅被災者も含めすべての住民にとっての生活拠点となる。この避難所の運営に関して、行政が果たす役割とともに、地域住民がどのような役割を担うべきかについて検討する必要がある。

幸いにも、京都市では、避難所を開設しなければならないような災害に見舞われたことがここ近年ほとんどない。そうしたこともあり、実際に避難所を開設し、運営するという機会を経験してこなかった。

震災が発生しても、避難所へ被災した住民全員が避難してくるわけではなく、住民はまず地域の集合場所等を集まって安否確認を行うが、その後どれだけの人が避難所へ行くかは、その時の被害の状況による。

各避難所に配置する市職員について、地域防災計画では各区役所・支所の役割とされているが、誰が避難所となる学校の体育館等の鍵を開けるか、その鍵は誰が持っていて、どのような連絡網を整備しているか、誰が担当するかなどが明確でない地域も少なくない。さらに、一部の学区において、自主的に避難所の運営マニュアルを整備している事例はあるものの、ほとんどの学区においてマニュアルは未整備であり、開設時に必要な物品等の備えもないというのが現状である。

東日本大震災を受けて被災地に派遣された京都市職員の意見等

- 地域の方々が協力して避難所での生活を送られているところを見て、町内会や自治会単位での災害時を想定した体制づくりの重要性を感じた。
- 避難所運営は住民自治に頼らざるを得ない現状を見た。日頃から住民と行政のパートナーシップが構築されていることが必要と感じた。

平成23年7月に京都市民3,000人を対象に実施された「市政総合アンケート」結果では、災害への備えについて、「地域の集合場所や避難経路を確認する」が62.9%、「家族の連絡方法や集合場所を確認する」が57.0%、「食料品の買い置きや非常食を用意する」が54.8%、「非常持出品を用意する」が51.6%、「電気を節約したり、停電に備える」が48.4%の順で、平成18年度のアンケート結果「地震や洪水などの大きな災害の際に、避難する場所を家族で決めている」(27.9%)と比べ、避難の方法や家族の安否確認等に関心が強くなっている。

また、避難所の運営に必要な事前準備として、「当面の食料や飲料水、寝具、暖房器具、ラジオなど避難所に必要な物品を備えておく」が66.8%、「避難所マニュアルを作成し、地域の人々に知らせておく」が63.9%、「避難所運営について日頃から行政と地域で協議しておく」が60.1%と多くなっている。

イ 諸課題と今後の取組方向

(ア) 全体的観点から

避難所の開設・運営に関しては、平常時からの学校、行政と地域の連携がその基礎となる。災害の発生時刻にもよるが、市職員が直接避難所の鍵を開けるのは困難であり、

原則として地域住民による迅速な避難所の開設及び自主的運営を目指し、行政がそのサポートをするという方向で検討すべきである。

その際の行政の役割としては、避難所と災害対策本部等との情報伝達が中心であり、市職員がそこに注力できるような地域住民との協力体制を構築する必要がある。また、避難所開設時に必要な物品、書類等を事前に配備するとともに、災害発生時に関係者が迅速に活用できるよう、ふだんから訓練を重ねておくことも大切である。

避難所への退避は、住居の倒壊やライフラインの停止等により自宅での生活が困難となった住民が退避することが基本であるが、そうでない住民や観光客等にも避難所は、情報や物資関係の拠点としての役割を担うこととなる。

避難所へ退避しない住民の中には、要援護者も含まれることから、そのような住民への支援方法についても検討しておく必要がある。

避難所の運営に際しては、生活者としての女性の視点が重要であり、運営組織等には男女が共同して参画することを基本とすべきであり、復旧・復興に向けた各種施策を検討・推進する際にも、男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要である。

また、避難所運営の中で発生する種々の問題等に関して相談ができるような体制整備についても検討する必要がある。

(イ) 「ひと」の観点から

今後、迅速かつ円滑な避難所の開設・運営を行うためには、「避難所運営マニュアル」を整備していく必要がある。その作成に当たっては、行政と学校、地域住民それぞれの役割を明らかにしながら、基本事項等をまとめたマニュアルのひな型を京都市が作成し、その後、各地域の実情に応じた住民主体のマニュアル内容を検討し、まとめていくべきである。

地震等の災害はいつ発生するか分からず、例えば平日の昼間に大地震が発生した場合には、集客施設や企業、学校等から、多くの市民等が最寄りの避難所へ移動することも想定され、避難所の運営は地域住民による自主的運営が原則ではあるが、こうした事態も想定したうえで対応を検討する必要がある。

避難所運営の中でのボランティアについては、東日本大震災の被災地では、災害ボランティアセンターがその配置・調整等の役割を一元的に担い、各避難所へ行ってもらおうという手法を採っており、ボランティア組織との連携は災害ボランティアセンターを中心に進めることが望ましい。「大学のまち京都・学生のまち京都」として、学生が住んでいる地域では、学生ボランティアとして協力を求めることも考えられる。

避難者名簿の作成については、個人、家族単位、又は各町内単位で記述する方法があるが、災害発生直後は壁に紙を貼り出して、近隣の住民だけでなく、観光客や帰宅困難者等を含めて記入してもらうなどの手法も考えておく必要がある。いずれにしても避難者名簿は各避難所に備えておく必要があり、要配慮者や自宅に残されている人等を把握するためにも重要である。

また、各地域には、専門の知識・技術等を持った人材（医師、看護師、建築士等）がおられることから、災害時にそうした人々の協力を得られるネットワークを構築し、各避難所等でこうした専門知識を生かせるような体制づくりを進めていくことが望ましい。

外国籍市民等への対応としては、多言語（最低限英語）や平易な日本語による意思疎通が重要である。このため、現在、財団法人京都市国際交流協会において、災害時の通訳ボランティア登録、避難所・宿泊訓練や多言語支援センターの設置訓練、多言語の防災パンフレット発行等を行っているが、今後も財団法人京都市国際交流協会や外国人支援団体、NPO、ボランティア団体等との連携が重要である。

なお、避難所においては集団生活が一定期間続くことも想定され、この間に住民同士のトラブル等により避難所内の安全が守れないようなケースが生じる場合には、警察との連携も必要である。

（ウ）施設等の観点から

避難所は、市立小中学校を中心に402箇所指定され、その収容人員は約15万6千人であるが、直下型地震の際の想定最大避難者数（約29万5千人）には大きく不足しており、今後避難所の指定拡大やその機能等について検討しておく必要がある。また、観光地や駅周辺では、観光客や帰宅困難者が周辺の避難所に一斉に移動することが考えられ、対応策を検討しておく必要がある。

学校の災害発生時における避難所としての役割と平常時の教育の場としての役割のバランスを考慮しながら、学校施設のどの範囲を避難所として使用するか、その期間はどうかなどについて、地域住民と学校等が事前に協議しておく必要がある。

学校が避難所である場合は、子どもたちの教育に最大限配慮しつつ、学校教育の再開と避難所の運営が両立するよう協議、協力することを基本とすべきである。

京都市は大規模観光都市であり、災害時に利用可能な施設等も多くあることから、避難所での生活が長く続く場合等は、プライバシー確保の観点からも、一時的なホテルや旅館や被害を受けてない市域での空き家等の利用も検討することが望ましい。

福祉避難所や救護所、遺体安置所等の機能について、各地域内の資源も含めて検討しておく必要がある。

避難所におけるプライバシーの問題に関連して、東日本大震災の際に使用された段ボール等を用いた仕切り板が話題になった。また、更衣室や洗濯物の干し場等の取扱い、避難所内の治安の維持についても課題となっている。

各避難所では、非常用電源の確保も重要であり、情報機器用や携帯電話の充電、夜間照明の確保等のため、今後その備えを拡充していくとともに、避難所に広く市民の方々を受け入れるために、避難所施設のバリアフリー化も進めていく必要がある。

避難所における仮設トイレの設置に関しては、し尿収集のためのバキュームカーの数が少ないこともあり、震災後の下水道の状況にもよるが、公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備を今後も進めていくべきである。

生活用水の確保に関しては、災害時協力井戸や防災スクールウェル（学校井戸）の拡充を図るとともに、公衆浴場等との連携も一層進めていくことが望ましい。

【今後取り組むべき事業】

＜全体的観点＞

- ・ 避難所開設、運営時に必要な物品、書類等の配備、備蓄
- ・ 各地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」の作成に向けた取組の推進

- ・ 避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進
- ・ 在宅の要援護者の支援方法の検討

＜「ひと」の観点＞

- ・ 災害時に集客施設、企業、学校等から多くの市民等が最寄りの避難所へ移動してくる事態への対応検討
- ・ 避難所運営に関するボランティア組織との連携の強化
- ・ 避難者名簿の作成に関する具体的手法の検討
- ・ 各地域における専門知識・技術を持った人材の把握及び体制づくり
- ・ 外国籍市民等への対応のための関係団体等との連携推進
- ・ 避難所内の安全を守るための警察機関との連携強化

＜施設等の観点＞

- ・ 避難所（指定数、所在地、機能等）に関する検討
- ・ 避難所生活が長期化する場合のホテル、旅館、空き家等の利用の検討
- ・ 福祉避難所、救護所、遺体安置所等の検討
- ・ 避難所の非常用電源の確保（情報機器用、携帯電話の充電、夜間照明の確保等）
- ・ 避難所のプライバシーの確保
- ・ 避難所施設のバリアフリー化の推進
- ・ 公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備
- ・ 災害時協力井戸及び防災スクールウェル（学校井戸）の拡充、公衆浴場等との連携強化による生活用水の確保

（２）防災訓練

防災訓練は、阪神・淡路大震災以降、京都市内でも、各区や学区、企業、団体等で取り組まれる回数が増加している。また、多くの京都市民や市職員の参加の下に、京都市総合防災訓練（防災週間）や京都市災害対策本部運用訓練（防災とボランティア週間）等も毎年実施されている。こうした訓練の多くは、事前に決めたシナリオに基づき、市民や関係機関等の参加により災害発生後の行動・活動手法の確認や各機関の連携方法の検証等が中心であり、地域の訓練においては、消火訓練や救出・救助訓練等が中心であった。

「市政総合アンケート」結果では、有効な防災訓練を行うために望ましいものとして、「子どものうちから防災意識を養うために、幼児教育や学校教育の中で積極的に防災訓練を取り入れる」が60.1%、「身近な災害危険を前提とした避難訓練を行う」が45.7%、「町内会単位など、より身近な規模での防災訓練の頻度を増やす」が42.5%と多くなっている。

こうした訓練は、京都市のように実際に大きな災害を経験していない中では、どうしても真剣味に欠ける面がある。また、参加者が毎年同じような人となっている傾向があり、特に若年層や転入者等の参加が少ない状況にある。

今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年度の京都市総合防災訓練では、住民主体による避難所の運営訓練等を初めて行う予定だったが、台風12号の影響により中止となっ

た。また、首都圏では、多くの帰宅困難者が発生したことから、今後観光客・帰宅困難者を想定した訓練を実施する必要がある。

訓練の際には、訓練内容が参加者に身近であり、自分たちのこととしてつながっているという「わがこと意識」を高めてもらえるよう、工夫をすることも重要である。

具体的には、避難所の開設・運営が地域住民主体でスムーズに行えるようになるために、避難所の解錠時点から避難者名簿の作成、避難所内の区割り作り、避難所での宿泊等も含めた具体的な訓練を実施していく必要がある。また、災害発生直後に行政との連携が取れないことを想定した訓練等のほか、子どもや学生、ワンルームマンション居住者など、これまで参加が得られにくかった層への働きかけも必要である。

ゲーム形式によるものなど住民の方々等に関心を持っていただけるよう訓練内容を工夫しながら、こうした訓練を積み重ねるとともに、東日本大震災における「釜石の奇跡」（20ページ参照）のように、訓練の実施により避難がうまくいった事例等の情報発信を併せて進めていくことが望まれる。

京都市市民防災センターでは、大地震や強風、土砂災害等の恐ろしさを体験できる施設を備え、防災に必要な知識や行動力を身につけることができるほか、京都市消防活動総合センターにおいても、倒壊家屋からの救出や煙中での避難等の訓練を行うことができ、こうした施設の一層の活用も必要である。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 課題や問題点を抽出するとともに、関係住民の教育・啓発の機会として行う防災訓練の継続実施、参加者に「わがこと意識」を高めてもらえるような訓練内容の工夫
- ・ 避難所の開設・運営に係る具体的な訓練の実施
- ・ 観光客・帰宅困難者を対象とした訓練の実施
- ・ 訓練の実施により避難がうまくいった事例等の情報発信の推進
- ・ 市民防災センター、消防活動総合センター等の施設の一層の活用促進

（３）要援護者対策

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

こうした要援護者に関しては、日頃から、地域コミュニティの中で対象者を把握しておくことや、福祉避難所となる施設等との連携が重要であるが、その一方、こうした個人に関わる情報に関して、個人情報保護の観点から対象者名簿を作成、開示することには困難を伴い、その取扱いが課題となっている。

「市政総合アンケート」結果では、災害時に援護が必要な方の個人情報について、「日頃から行政だけでなく、地域でも希望者を聞いたり、行政と連携するなどの方法により、情報を把握しておくことが望ましい」が71.3%で最も多く、「日頃から行政のみが情報を把握しておき、地域は災害時に限って行政から提供を受けることが望ましい」が16.3%、「地域において個人情報を知るべきでない」が2.5%となっている。

災害時要援護者の支援については、基本としてはケアマネジャーや医師、保健師等の専門職と地域が連携するとともに、医療・福祉等関係施設が相互に連携して対応することが望ましい。

また、要援護者に関しては、福祉避難所における対応が重要となるが、今後、今年度末を目処に、各福祉施設等との協定の締結等、福祉避難所の指定に向けた取組を進めるとともに、物的・人的資源の確保に加え、どれくらいの要援護者を、どれだけの期間福祉避難所で受け入れることが可能か、また、福祉避難所から出た後にこういった場所で対応するかなどについて検討しておく必要がある。さらに、要援護者が福祉避難所に入った場合、住み慣れた地域を離れて孤立するという面もあることから、学校等の避難所に一時的に福祉避難所の機能を併設することも検討する必要がある。

一方、認知症等により、集団生活が困難な人は、画一性が重視される避難所には居づらい状況があり、状況に応じた適切な次の受入先を検討する必要がある。

避難所や福祉避難所で過ごすことが難しい要援護者については、在宅のままとなる場合もあるが、こうした方への支援についても、検討する必要がある。

要援護者名簿の取扱いに関しては、個人情報保護に関する課題があることから、現在は行政機関内部の間で共有する「関係機関共有方式」を採っており、災害時に各地域の避難所に設置される世話人会へ提供することとなっている。

この要援護者名簿は、平常時から、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災会、町内会等の各地域団体と要援護者に関する情報を共有しておかないと、災害時に迅速な対応等が困難となる。

更に、家族内で要介護者や障害者に関する情報を外部に出したくないという方もいるため、そうした方へ配慮しつつも、今後は、名簿登録希望者の「手上げ方式」や「同意方式」も含めて、平常時から要援護者名簿を各種地域団体と共有できる方法について具体的に検討を進めるとともに、各地域でも、地域力を生かし行政機関との連携を深めて、地域コミュニティ活性化の観点から、お互いに顔が見える同士の関係として要援護者の名簿づくりについて進めていくことが重要である。このような地域における人と人との絆に基づく見守り活動の充実、災害時の支援をスムーズに進めていくための極めて重要な取組であることが、東日本大震災でも明らかになっているところである。

なお、名簿には、要援護者の緊急連絡先等最少限の情報のみを記載し、日常生活上どういった支援等が必要であるか、かかりつけの医療機関はどこかなどの情報は、各人宅の分かりやすい場所で保管・管理したり、セキュリティが確保されたシステムで別途に提供するなど、種々工夫することも検討すべきである。

今は元気な人でも、地震発生時に負傷等すれば、要援護者になる可能性があり、この問題はすべての人に関わるものだという意識を広めるとともに、災害からこうした要援護者を守り、支援していくための合意形成を図りながら、各種の取組を着実に進めていくべきである。

要援護者対策について、地域にどこまでのことを任せ、行政はどこまで責任を持つかなど、その基本的な役割分担について明確化するとともに、誰がそれぞれの要援護者を支援できるのかについても具体的に検討する必要がある。

このほか、災害により親を亡くした子どもには、受けた心理的ダメージの状況を鑑みて、きめ細やかな対応を行っていくことも大切である。

【今後取り組むべき事業】

- ・ ケアマネジャーや医師、保健師等の専門職と地域との連携強化、医療・福祉等関係施設が相互に連携した対応の充実
- ・ 福祉避難所の指定に向けた取組の推進
- ・ 学校等の避難所への福祉避難所機能の併設に関する検討
- ・ 在宅の要援護者に対する支援方法の検討
- ・ 災害時要援護者名簿を平常時から各種地域団体と共有するための具体的検討
- ・ 要援護者支援に関する地域と行政の役割分担の明確化、誰が各要援護者を支援できるかの検討等

（４）ボランティア

東日本大震災の発生を受けて、被災地では、避難所における炊き出しや種々の支援活動をはじめ、がれきの除去、泥出しなど、多くのボランティアが多様な活動を行ってきている。

効果的なボランティア活動を進めるためには、被災地の支援ニーズとボランティアの意向とを調整する機関が必要であり、京都府と京都市の災害ボランティアセンターが共同でボランティア活動の支援に取り組むこととし、京都災害ボランティア支援センターが設けられた。

「市政総合アンケート」結果では、ボランティア活動をしようと思うかについて、「できる状況であれば、活動しようと思う」が69.0%、「積極的に活動しようと思う」が6.4%となっている一方、「活動しようと思わない」は5.4%となっている。

また、できそうなボランティア活動内容については、「救援物資の仕分け、配送」が63.6%、「炊き出し」が59.8%、「子どもの世話」が38.9%、「避難所の運営の支援」が38.0%と多くなっている。

そして、京都災害ボランティア支援センターが中心となり、被災地へのボランティア派遣に関するコーディネート業務等が進められ、被災地の応急復旧等に重要な役割を果たしている。また、京都市も、この京都災害ボランティア支援センターが実施するボランティア派遣に必要な経費の助成等を行っている。

こうしたボランティア活動は、被災地の支援ニーズとボランティアとをつなぐコーディネーターの存在が不可欠であり、今回の東日本大震災での経験も踏まえ、今後、京都市で大地震等の災害が発生した場合に備えて、円滑なボランティア活動が進められるよう、京都市及び各区に設置されている災害ボランティアセンターに関して、その活動拠点となる場所や資器材等の確保、人材の育成、区災害ボランティアセンターの運営マニュアルの整備、訓練の実施等一層の充実が望まれる。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 京都市及び各区の災害ボランティアセンターの活動拠点となる場所、資器材等の確保、人材の育成等一層の充実
- ・ 各区と災害ボランティアセンターの連携が図れるよう、平常時から社会福祉協議会等の団体との協力、連携の推進

(5) コミュニティ

京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、町内会・自治会等のコミュニティが形成され、その活動が京都のまちの発展にも大きく寄与してきた。

しかし、居住形態や生活様式の変化に伴い、町内会・自治会等の加入率が低下し、地域コミュニティの希薄化が進んでいると言われている。

一方、防災を考えるうえでは、「共助」ということばで代表されるように、このコミュニティの役割が非常に大きい。市民一人一人が地域社会の一員であることを自覚し、地域活動に可能な限り参加するとともに、地域自治を担う住民組織は、より多くの地域住民から参加を望まれるような組織運営に努めていくことが必要である。

京都市では、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を平成23年9月市会に提案、成立し、平成24年4月1日から施行されることとなった。

この条例においては、地域住民の役割として、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加、協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすことや、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすことが定められている。また、地域コミュニティ活性化のためには、とりわけ住宅関連事業者の理解、協力が欠かせないことから、住宅の販売・賃貸等を行う事業者は、重要事項の説明の際などに、契約者に地域活動についての情報を提供するよう努めることや、共同住宅・一団の土地を分割して建築する住宅の建築・販売・賃貸・管理等を行う事業者は、居住者同士や、居住者と周辺地域の住民との交流のために必要な措置を講じるよう努めること、一定規模以上の共同住宅を建設する際、建築主は、建築・販売・賃貸・管理の事業者ごとの連絡調整担当者を選任し、市に届け出なければならないことなどを規定している。

また、京都市も、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報提供、助言、相談に係る関係者相互間の意見の調整等を行うことをはじめ、地域活動についての助言を行う専門家の派遣、地域コミュニティ活性化についての理解を深める広報・啓発等を行うこととしており、この条例により、京都市の地域コミュニティの活性化が図られるとともに、防災活動の一層の日常化が進み、各地域の総合的なまちづくり活動と連携して広がっていくことを期待したい。

大阪市では、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを「防災力強化マンション」として認定する制度を創設運用しており、こうした制度を参考とすることも考えられる。

東日本大震災を受けて被災地に派遣された京都市職員の意見等

- 災害時に助けになるのは、隣近所や地域に暮らす人々だと感じた。近所付き合いの希薄化を防ぎ、日頃から地域の人達との交流を大切にする必要がある。
- 災害時には、町内会を中心とした地域コミュニティが重要な役割を果たした。地域コミュニティ活性化の必要性を感じさせられた。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づく住宅関連事業者との協働の取組の推進

- ・ 地域コミュニティの活性化に関する相談に対する情報提供・助言，専門家の派遣，広報・啓発等による地域コミュニティの活性化及び防災活動の日常化の促進

（６）観光客・帰宅困難者対策

京都市は、１日平均約１３万人、年間約５，０００万人の観光客が訪れるわが国を代表する観光都市である。観光客数の特徴としては、関西圏等近隣在住、５０歳代以上、女性の比率がそれぞれ高い。また、宿泊外国人観光客も年間約１００万人ある。

まず、災害が発生したその時点で、京都市を訪れている観光客の数がどれくらいで、どういった地域におられるかを把握することが望ましい。日帰り観光客については、宿泊客と違って災害発生時の対応拠点がなくことから、テレビ、ラジオ等のマスコミの更なる活用、商店街・社寺等との連携、エリアメールの導入やツイッターの活用等、多様な情報提供手法について検討すべきである。また、観光客の利用交通手段は、鉄道やバス等の公共交通機関をはじめ、マイカーやタクシーなど多様であり、こうした観光客それぞれに応じた対応策について検討し、災害発生時に適切に誘導できるよう取組を進めていくことが必要である。

現在、「京都どこでもインターネット（仮称）」として、観光客が利用しやすい場所に無線 LAN アンテナを多数設置して、インターネット上の観光情報等を入手できる環境づくりが検討されており、これが実現すれば、災害時に必要となる情報も入手しやすくなる。京都の観光地図やパンフレット等に災害時の待機、避難場所等の情報を記載しておくことも効果的である。

また、観光客をはじめとする帰宅困難者に対しては、災害発生時における情報提供について、商店街、コンビニエンスストア、タクシー業界との協定締結を進めており、今後、宿泊施設等との協定締結を検討するとともに、情報の収集体制にも発展させるべきである。

京都市では、修学旅行生も多いことから、災害が発生すれば生徒の安否を心配する他地域からの問い合わせ等が集中する可能性があり、修学旅行生用のホームページの活用も含め、こうした事態に備えた対応を行う準備をしておく必要がある。

京都市は、周辺部に観光地が点在しており、災害発生時に観光客を周辺部からまちの中心部に誘導することは一層混乱を招くおそれがあり、市内中心部や交通ターミナルへの集中を緩和させる必要があることから、周辺部から中心部へ向かう途中に、情報提供や一時的滞在等のサポートを行う防災中継拠点の設置を検討すべきである。

こうした観光客がＪＲ京都駅等へ徒歩で移動する場合、４時間以上かかる場合も想定され、トイレや飲料水、通行上の安全確保等の課題があり、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等のサポートが必要と考えられる。また、ＪＲ京都駅等におけるトイレ機能の確保について検討する必要がある。

観光客は、原則として上記の対応が考えられるが、観光客が多く訪れている周辺部の避難所等では、一部の観光客が避難所を利用する可能性があることも視野に入れ、避難所運営について検討する必要がある。

観光都市・京都としては、災害時にも観光客を大切に、温かく受け入れるまちであるという姿勢を明確にするとともに、こうした観光客の対応については、各避難所での地域住民等の対応とは別に、上記のような基本的考え方に基づいて、特に発災直後における具体的な

取組等を検討し、推進していく必要がある。また、大阪等の近隣都市が被災して京都市へ住民が避難してくるという場合や、京都市が被災していなくても、広域交通手段がストップして京都から観光客等が出られない場合等を想定した対応方法についても検討すべきである。

帰宅困難者の問題については、今後、ホテル等の宿泊施設、百貨店等の大型集客施設、事務所、工場、大学等について、それぞれの業態に応じた対策を検討するためのネットワーク会議を設置し、一斉帰宅の抑制・分散化、安全な一時収容場所の確保、食料・飲料水等の備蓄等の課題について、業態ごとの指針を策定とその対策を自ら実践されるよう支援していくことやその成果を他の事業所の取組に生かしていくことが望まれる。

また、観光客の対策として、商店街やタクシー業界等との間に災害時の情報提供に関する協定を締結し、それに基づく訓練を実施する等、地域力を生かした取組を推進するべきである。さらに、観光客や帰宅困難者の円滑な輸送体制等について交通事業者との検討会や図上訓練を実施するなどさらに連携を進めるとともに、一次的に退避できる場所の確保等について神社・寺院に対し協力を要請するなど、総合的な対策に取り組むべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 京都市内の観光客の所在データに関する把握方法の検討
- ・ エリアメール、ツイッター等多様な情報提供手法の検討
- ・ 「京都どこでもインターネット（仮称）」整備による災害関係情報の提供
- ・ 京都の観光地図やパンフレット等への災害関係情報の記載
- ・ ホテル、旅館や観光業界、商店街等との情報連絡体制の整備
- ・ 商店街、タクシー業界、宿泊施設等との協定締結による情報提供の拡充及び情報収集体制の整備
- ・ 修学旅行生の安否確認等に関する検討（修学旅行生用ホームページの活用を含む）
- ・ 観光客向けの情報提供、一時的滞在等のサポートを行う防災中継拠点の設置検討
- ・ 観光客の移動の際のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ホテル等への協力要請
- ・ 近隣都市から京都市へ住民が避難する場合や広域交通手段が利用できない場合等を想定した対応方法の検討
- ・ 帰宅困難者の対応として、ホテル・百貨店・事務所・工場・大学等のネットワーク会議設置による業態ごとの指針策定と実践の支援、他の事業者への普及
- ・ 神社・寺院等への一次的退避場所に関する協力要請、交通事業者との連携などの実施
- ・ ターミナル、駅周辺施設が一体となった防災対策の強化
- ・ 観光客・帰宅困難者を対象とした訓練の実施（再掲）

3 課題領域Ⅱ「情報・手段」

(1) 情報

ア 情報収集・伝達

災害時の対策は、現場での正確な情報収集・伝達活動が基盤になる。

防災情報システムについては、無線システムにより市役所、区役所・支所、消防署、避難所、関係機関等と情報交換を行う機能が中心である。

多メディア一斉送信装置については、平成21年から運用開始している京都市水災情報システムの一部で、予め登録された方に対して、気象警報、土砂災害関係情報、避難情報等を一斉送信するもので、現在は自主防災組織、大規模地下施設・要配慮者利用施設関係者等に情報を送っているが、今後、さらに登録先を充実させる必要がある。

「市政総合アンケート」結果では、災害情報を得る効果的な手段として、「テレビやラジオ」が85.5%、「市の広報車や消防車などによる呼びかけ」が77.4%、「地域の自主防災会や消防団などを通じた呼びかけ」が67.0%と多くなっている。一方、20歳代の33.3%が「ツイッターやフェイスブックなどのインターネットサービス」、30歳代から50歳代の各20%以上が「電子メール」と回答しており、インターネット環境における情報提供手段の多様化が必要となっている。

東日本大震災発生時は、阪神・淡路大震災時と違って、情報伝達手段として携帯電話による通話、電子メール、ホームページ閲覧等のデータ通信が多く使用されている。被災後は、固定電話、携帯電話とも輻輳してつながりにくくなった一方、通信可能なエリアでは、携帯電話のデータ通信はほとんど規制されなかったことから、今後、携帯電話のデータ通信を利用した情報提供の拡充を検討する必要がある。

また、地震等により通信手段に被害がなくても、停電により電源が止まると使用できなくなる場合がある。電源が止まると通信手段が途絶えてしまい、京都市としても災害対策等への支障が生じるため、自家用発電装置（燃料も含む）等バックアップ電源の備えが重要である。

電源が途絶えた場合を想定して、その際にどういった対応が可能かなどについても検討しておく必要がある。停電が数日間も続くことになれば、それ自身が災害であり、停電時に復旧しなければならないものの優先順位を決めておくべきである。

情報伝達に関しては、即時性、伝達範囲等の面からもマスメディアに期待する面も大きく、災害時の放送に関する協定も締結されているが、災害時の連携方法等について一層検討を深めることが望ましい。

観光客をはじめとする帰宅困難者に対しては、災害発生時における情報提供について、商店街、コンビニエンスストア、タクシー業界との協定締結を進めており、今後、宿泊施設等との協定締結を検討するとともに、情報の収集体制にも発展させるべきである。

東日本大震災を受けて被災地に派遣された京都市職員の意見等

- 過去の反省から、避難所には現在の情報が刻々と貼られ、更新されていたのは良かった。
- タイムリーに正確な情報を伝え、二次被害をいかに最小限に抑えるかが重要である。

障害者、高齢者等に対しては、インターネットや携帯電話等による伝達手法では、必要な情報を得られない場合も想定されることから、地域における相互扶助や関係団体を通じた情報提供など、その手法を検討する必要がある。

外国籍市民等には、多言語（最低限英語）や平易な日本語による災害関係情報の発信が必要であるほか、こうした情報が外国籍市民等にきちんと到達し、理解されているかなどに関する検証等を行い、情報がより迅速・的確に届くような仕組みづくりが必要である。現在、ラジオによる多言語での情報発信等が行われているが、災害時における被災者支援に関する国レベルの諸制度の周知も含め、こうした取組を充実させていく必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 携帯電話のデータ通信を利用した情報提供拡充手法の検討
- ・ マスメディアとの一層の連携の促進
- ・ 商店街、タクシー業界、宿泊施設等との協定締結による情報提供の拡充及び情報収集体制の整備（再掲）
- ・ 障害者、高齢者等への情報伝達手法に関する一層の検討
- ・ 外国籍市民等へ情報が迅速・的確に届く仕組みの充実

イ 防災ポータルサイト

京都市には現在、防災に関するポータルサイト（災害時に被害情報や避難所情報、道路・交通情報など災害情報を提供し、平常時には防災の知識などの防災情報を提供するホームページ）がなく、災害に関する関係機関との情報連絡も、「災害連絡票」等の紙ベース資料による連絡が中心となっているが、インターネットの普及に加えて、携帯情報端末の活用領域も急速に拡大しており、情報通信ネットワークによる情報提供を積極的に進めていく必要がある。

災害発生時には、避難勧告、避難指示、道路関係情報等も含め、行政による迅速かつ的確な情報提供が市民の命や暮らしを守るために不可欠であり、避難所や避難場所に関する情報や各種被害に関する情報等の発表も必要である。今後、他の政令指定都市の状況も参考にしながら、京都市独自の防災ポータルサイトの速やかな開設に向けて、積極的に取組を進めていくべきである。

また、行政側の情報発信手段だけでなく、市民、関係機関等との情報の相互共有のための手段としても、その活用手法について検討することが望まれる。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 防災ポータルサイトの開設による情報提供の促進
- ・ 防災ポータルサイトの活用による市民、関係機関等との情報の相互共有のための手法等の検討

（２）医療・救護・衛生

花折断層を震源とする最大規模の地震が発生した場合、京都市内では、重傷者が３～４万人、中等傷者が２～３万人、軽傷者が６～９万人発生すると予測されている。

災害発生時の医療については、災害拠点病院及び災害発生後も機能している医療機関での受診が基本と考えられるが、現地医療機関が被災し、現地医療機関での対応が困難な場合等においては、DMATをはじめ様々な団体等から派遣される医療チームの派遣調整を的確に行い、被災により低下した医療提供体制を補完していく必要がある。

発災直後は、災害により負傷した患者への対応が中心になると考えられるため、医療チームについては、負傷者が多数発生した災害現場や、負傷者が多数殺到する医療機関等に重点的に派遣することが想定される。しかし、医療チームによる応急処置は最低限度のものとなるため、重傷者等の後方搬送に努める一方で、地域の医療機関の被災状況を把握し、受診可能な医療機関に関する情報を早い段階から市民に伝えていくための工夫が必要となる。

また、概ね発災後3日目以降は、慢性疾患患者等、避難所内外の被災住民への対応が中心になると考えられるため、医療チームについても、順次派遣先を避難所等に切り替えていくとともに、地域の医療機関の回復状況に応じて、できるだけ早く医療チームによる応急処置から地域の医療機関での受診につなげていけるよう留意していく必要がある。

こうした災害発生時において、医療チームの派遣調整体制を迅速に立ち上げ、地域の医療ニーズに応じて的確に運用していくためには、京都府及び京都府医師会をはじめ様々な医療関係団体等との密接な連携が不可欠であり、平常時から、その連携方法等について協議を行うとともに、情報連絡手法や広域応援体制等について、更に検討を進めていくことが重要である。

東日本大震災では、水が使えない、不衛生になりがちな仮設トイレ、大量の災害廃棄物とハエの発生など、被災地での衛生対策が大きな問題となった。特に避難所での衛生管理は重要な課題である。避難所ではインフルエンザの流行やノロウイルスの発生も危惧されたが、京都市から保健師班及び衛生防疫班として派遣された職員が避難所での感染症の蔓延防止には細心の注意を払うとともに、保健師班においては、併せて被災者の健康相談・こころのケアに係る支援も行った。

京都市では、総合防災訓練の中で衛生活動の訓練に取り組んでおり、東日本大震災では仙台市内の避難所における保健衛生指導や防疫活動を集中的に実施してきた。このたびの実践でのノウハウを京都市の防災対策で生かす必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 医療チームの派遣調整体制の迅速・的確な運用に向け、京都府及び医療関係団体等との連携方法等に関する協議、情報連絡手法・広域応援体制等の検討・推進
- ・ 災害発生後に受診可能な医療機関に関する市民への情報伝達手法の検討
- ・ 医薬品、医療用材料、衛生用品の確保
- ・ 重篤患者等の移送や、患者の医療に関する情報の伝達手法等の検討

(3) 廃棄物処理

災害廃棄物の処理は、東日本大震災の発生後、大きな問題としてクローズアップされ、放射性物質を含む廃棄物の処理方法の問題も絡んで、現在も多くの課題が残っている。

京都市における災害発生時の廃棄物の処理については、これを迅速かつ安全、衛生的に処理するとともに、廃棄物のリサイクルや環境へ配慮した対応を行うため、「京都市災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理実践行動マニュアル」が平成19年度に策定されている。

計画では、災害廃棄物の処理を行うに当たっての基本方針、対応内容等を記載するとともに、大規模直下型地震により発生するがれきや粗大ごみの量を最大830万トン、断水により必要となる仮設トイレの数を4,583基と推計し、それに対応するために必要な処理施設の規模、仮置場（集積場所）の面積等の試算も行っている。計画に基づく行動マニュアルは、平常時、緊急時、復旧時の体制、行動内容をより具体的に時系列に整理したものとなっており、さらに、「災害廃棄物処理支援システム」を導入し、被害状況から廃棄物の発生量、その収集、運搬の量やルート等を時系列ごとにシミュレートし、たとえば廃棄物の発生量に応じて、どの地域から撤去していけばどれくらいの仮置場が必要になるかなどを把握することにより、迅速で計画的な処理を行えるよう、備えているところである。また、不足する仮設トイレや各種資機材等については、各政令指定都市や周辺自治体、関係団体等とあらかじめ協定等を締結し、その確保に努めることとされている。

こうした取組に加えて、平成23年4月には、京都に所在する解体工事業、廃棄物処理業関係の4団体と災害時における応援協定を締結し、市外被災地への支援活動も含め、災害発生時の廃棄物処理等に関して関係団体の協力を得られることとなり、一層のステップアップが図られた。

一方、京都市内では、市内のオープンスペース自体の少なさ等もあり、こうした災害廃棄物の仮置場や集積場所、さらに最終処分場をいかに確保するかなどの課題がある。また、本市のごみ収集体制の変更や、オープンスペースの状況等も変化していることから、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実践行動マニュアルを現状に見合ったものに改訂することを検討することが必要となっている。また、平常時における計画及びマニュアルへの職員の理解をより深めておくことも必要である。なお、し尿処理も含めた災害廃棄物処理については、処理施設の機能停止等の最悪の事態を想定した対応を検討しておくことが必要である。

さらに、東日本大震災の発生直後に京都市職員が仙台市に派遣され、現地でごみの収集、仮置場での分別、搬入・搬出等の作業を行ったが、こうした経験を京都市での災害発生時にも生かしていけるよう、検討を進めることも大切である。

**東日本大震災を受けて被災地に
派遣された京都市職員の意見等**

- 仙台市は道も広く、ごみの集積場所も公園、サッカー場等対応が良かったが、京都市は道も狭く、災害後のがれき等の集積場所に困ると思った。
- 家屋倒壊により、通常の収集ルートが使用できない。仙台のような一時集積場所への持ち込み誘導等が有効であると感じた。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 災害廃棄物の仮置場、集積場所、最終処分場の確保に向けた検討
- ・ 京都市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実践行動マニュアルの改訂の検討
- ・ 処理施設の機能停止等の最悪の事態を想定した対応の検討
- ・ 仮置場の想定・整備・運用、避難所のごみ収集等、東日本大震災の発生直後に京都市職員が仙台市で活動した経験を生かした災害廃棄物処理対策の検討

(4) オープンスペース

災害発生時には、市民の方々の避難場所をはじめ、各種支援活動を行う自衛隊、消防隊、警察部隊や各地方自治体、ライフライン関係機関等の職員、ボランティア等の活動拠点、さらにヘリコプターや各種車両、資機材等のための場所、食料・生活必需品や各種物資の集積・配送場所、仮設住宅の建設用地、がれき等の仮置場等、多くのオープンスペースが必要となる。

一方、京都市内には、こうしたオープンスペースが非常に少ないのが現状であり、京都市で現在とりまとめられているオープンスペース・データベースについても、リストアップされている用地の多くは公園や小中学校の運動場等であり、災害発生時に多目的に使用できる用地はかなり限られており、特に市内中心部はこうした用地がほとんどないのが実情である。

そのため、今後は、京都市が所有する用地だけでなく、国有地や民有地の活用等も含め、こうしたオープンスペース確保のための方策について幅広く検討していく必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 国有地や民有地の活用等も含め、オープンスペース確保のための方策に関する検討の推進

(5) 物資調達・輸送

ア 物資調達

物資に関しては、平常時に備蓄しておくべきものに関する課題と、災害発生時に必要な物資をどのように調達し、いかに迅速に物資を必要とする住民等に輸送・配分するかという二つの面での課題がある。

各家庭等で備蓄する物資については、市民に3日分の食料や飲料水、生活必需品、常備薬、懐中電灯、電池などの備蓄をお願いしているが、東日本大震災の発生直後、その必要性についての意識が高まり、長期保存のできる食料品や生活必需品の品不足が話題となった。

行政の備蓄物資については、東日本大震災の発生直後から、全国各地の自治体が備蓄していた物資を被災した自治体へ輸送し、今回のような広域災害の場合に、被災地への大きな支援となった。

京都市の場合は、都市直下型地震への対応を考えることが基本である。阪神・淡路大震災時には避難者数のピークが発災後6日後であり、東日本大震災時には3日後であったことも踏まえ、京都市域における大地震発生時の最大避難者数の想定とともに、発災後の行政として備蓄すべき食料や飲料水、医薬品等の品目や数量をどうとらえるか、検討が必要である。

さらに、京都市では、避難所に避難してくる市民以外にも、観光客や住民登録をしていない学生等も見込む必要があり、公的備蓄の量は現在の29.5万食では不足することも想定される。

地震発生時に被災者が予め決められた避難所へ行くとは限らず、京都市にまず求められるのは、避難者数を把握するための連絡体制の整備である。また、どんな場所でどういった物資が必要になっているかを把握することが、行政の役割として重要である。

現在、京都市においては、乾パン、アルファ化米、粉ミルクの備蓄食料について、品質や賞味期限など効率的に管理を行う必要があることから、市内を6ブロックに分け、区役所・支所、消防署等の本市施設に設置の拠点備蓄倉庫に備蓄している。飲料水については、南区の上下水道局資器材・防災センターにアルミ缶ボトル水「京の水道 疏水物語」（490ミリリットル入り）85,000本備蓄（平成23年11月現在）している。また、仮設トイレ、毛布、災害応急用シート等の備蓄物資は、16箇所の拠点備蓄倉庫に加え、市立の小中学校の余裕教室を活用した52箇所の学校備蓄倉庫に備蓄している。しかし、分散備蓄、拠点備蓄などの保管場所のあり方や市内北部山間地域での備蓄体制、さらに輸送体制、市民への周知等についても検討が必要である。

備蓄食料の保管状況（拠点備蓄）（平成23年3月1日現在）

ブロック (対象エリア)	備 蓄 場 所	乾パン (食)	アルファ化米 (食)	粉ミルク (缶)
最北部地域（京北、中川、小野、花背等）	京北合同庁舎	1,024	500	0
北部地域（北・上京・左京区）	上京消防署、岩倉東公園	33,280	9,500	0
東部地域（東山・山科区・伏見区醍醐）	東山区総合庁舎、醍醐総合庁舎	37,760	12,300	0
中部地域（中京・下京区）	消防局本部庁舎、京都御池創生館、ひと・まち交流館京都	35,968	9,000	2,316
南部地域（南・伏見区）	伏見区・深草総合庁舎、物品センター	59,008	19,100	0
西部地域（右京・西京区）	洛西総合庁舎、京都アクアリーナ	55,936	20,300	0
合 計		222,976	70,700	2,316

備蓄物資の保管状況

	毛 布 (枚)	災害応急用 シート(枚)	仮設トイレ		介護用差込 便器(個)
			組立式(基)	マンホール 利用型(基)	
拠点備蓄倉庫（16箇所）	21,778	3,835	154	510	260
学校備蓄倉庫（52箇所）	37,000	2,650	190	300	540
合 計	58,778	6,485	344	810	800

※ 可搬型浄水装置については、拠点備蓄倉庫、学校備蓄倉庫、消防署等に80基備蓄している。

なお、職員・スタッフ用の食料や飲料水等の確保が現在とはなされていないが、これは必要である。外部の支援がすぐに得られない場合も想定して、ガソリンやバックアップ電源、各種の緊急用機材も含め、最低24時間分、できれば3日間は単独で活動できるような備えが必要である。

「市政総合アンケート」結果では、災害に備えた水対策として、「各家庭で飲料水の備蓄をしておく」が65.3%、「上下水道施設の耐震性を高める」が47.0%、「市施設や公園における貯水槽の設置や、学校等に井戸をつくる取組」が44.0%と多くなっている。

また、避難所、病院、福祉施設、災害対応車両等、緊急時においても使用しなければならない燃料が不足する場合に備えてガソリン等を確保するための方策を検討していく必要がある。

なお、必要な食料や飲料水、医薬品等全てを一自治体で備えておくのは難しく、災害時相互応援協定をベースに、例えば名古屋市も含めた関西圏の各政令指定都市と分担して食料や飲料水等を備蓄する方法も考えておくとともに、東海・東南海・南海地震の発生による広域災害などを想定して、備蓄の体制や輸送ルートについて検討しておく必要がある。また、企業や各種団体等に対して一層の備蓄を働き掛けることも必要である。

イ 輸送

物資の輸送は、専門の事業者に必要な場所、車両、機材等も含めて一元的に依頼するのが効率的である。

被災地に救援物資を届けるためには、被災地内での輸送網である第2次輸送なりラストワンマイルが重要との教訓を得ている。

京都市でも、全国レベルで事業展開を行っている輸送事業者に加えて、京都市内の交通事情に精通した事業者等とも協力関係を構築し、物資の集積地から各避難所等への迅速な輸送ができるよう、指揮命令系統の確立も含めて検討を進めていく必要がある。

輸送方法については、自動車によるほか、地域によっては、ヘリコプターや自転車等の使用も想定しておく必要がある。

災害発生時には、全国から多くの個人による義援物資が寄せられるため、受付方法、保管場所、配付方法等について検討することが望ましい。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 行政の備蓄のあり方（備蓄品目、備蓄量、保管場所、管理、配送方法等）に関する検討
- ・ 職員用・スタッフ用の食料、飲料水等の確保
- ・ 災害対応のためのガソリン、バックアップ電源、各種緊急用機材の確保
- ・ 関西圏の各政令市と分担しての食料、飲料水等の備蓄方法の検討
- ・ 企業、各種団体等への備蓄促進の要請
- ・ 全国レベルの輸送事業者に加え、京都市内の交通事情に精通した事業者との協力関係の構築推進

（６）防災教育

東日本大震災においては、「釜石の奇跡」と呼ばれるように、岩手県釜石市では、「自分の身は自分で守る」「助けられる人から助ける人へ」という防災教育の理念の下で、児童・生徒が取り組んできた津波防災教育や避難訓練が大きな効果を発揮し、互いに助け合いながら、大津波から安全な高台へと無事に避難することができた。

京都市では、防災に関する教育として、小学5年生及び中学2年生の「体育」及び「保健体育」の教科において地震等に関する教育が実施されているほか、京都市独自に作成した「安全ノート」を全小・中学生に配布して、災害への備えや避難方法等の防災教育が学級活動を通じて日常的に実施されている。防災訓練に関しても、防災の日等に合わせ、所轄の消防署や地域等とも連携しながら実施されている。しかしながら、「釜石の奇跡」から学び、自ら判断し行動できる「助ける人」になることのできる子どもの育成を目指す防災教育・防災訓練へとより一層の充実を図るべきである。

現在の防災教育の内容は、地震に関するものが多いが、京都市域においては水災害への備え等も大切であり、今後はゲリラ豪雨や地下街での対応等も含めて、水災害等に関する教育の充実も必要である。児童・生徒の発達段階に応じて、災害発生時に自ら危険を予測し、回避する力を身につけるため、主体的に行動する態度を育成することが重要である。

防災教育・防災訓練は、子どもだけを対象にしたものではなく、家族、さらには地域コミュニティも含めて、生涯学習の観点から取り組むべきものである。その際には、それぞれの地域で過去にどういった災害が発生したかを各地域の高齢者等から聞くことが大切であり、こうした中で各地域にどのような災害上のリスクがあるのかなどに関する知識の共有化を進めていくことが望まれる。

一方、災害発生時には、学校は避難所の役割を担うため、災害発生時において、各学校の教職員等が地域住民等と連携し、適切な判断、行動が取れるよう、平常時から防災担当部局との必要な情報交換や防災訓練等を積み重ねていくことも必要である。

また、市民防災センターにおける体験プログラムの拡充、防災イベントの充実による利用促進を図るとともに、まちづくりセミナー、防災アドバイザー研修、普通救命講習の開催など、多様な防災教育の機会を拡充していくことも必要である。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 地震だけでなく水災害等も含めた防災に関する教育の一層の充実
- ・ 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実
- ・ 各地域の災害上のリスクを高齢者等から聴取し、知識の共有化を図る取組の推進
- ・ 防災担当部局等との連携による学校現場への防災関係情報の提供、防災訓練等の実施
- ・ 市民防災センターの利用促進と多様な教育機会の拡充

（７）産業・就労

ア 被災企業、事業者支援

東日本大震災の発生以降、京都市では、被災地企業への支援として、京都の企業OBを被災地に派遣して、被災地企業のニーズの把握とともに京都の経済団体・企業による支援につなげる「被災企業支援サポーター事業」や賃貸用オフィス・ラボの提供等が行われている。

また、本市企業の経済対策として、東日本大震災に関する特別相談窓口を設置したほか、震災の影響でさまざまな課題を抱える市内中小企業者に専門家チームを派遣して支援を行

う「緊急震災対策フルサポート事業」や中小企業に対するBCP（事業継続計画）の策定支援を進めている。

融資制度に関しては、東日本大震災緊急融資を創設し、迅速な資金繰り支援を行っており、観光、伝統産業、建築関係の業種に多く利用されている。

今回の大震災では、京都市が被災していなくても、経済面でかなりの影響を受けることが明らかになった。そこで京都市としては、国・府や経済団体等と連携して、中小企業等に対して災害発生後の経済活動の動向等に関する情報提供を進めることが必要である。

業種ごとの組合等が、地域間の協定を結び、平常時から生産の代替等も含めて共存共栄の方向を探ろうとする動きが出てきており、こうした取組に対する支援も検討することが望まれる。

**東日本大震災を受けて被災地に
派遣された京都市職員の意見等**

- 中小企業の震災からの復興支援という意味では、震災による損害の影響を最小限にとどめ、早期復旧を図るためにも、BCP（事業継続計画）の策定の必要性を改めて確認した。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 中小企業のBCP（事業継続計画）の普及、策定支援
- ・ 経済団体や産業支援機関と連携したワンストップ相談窓口や企業に対する災害発生後の経済活動の動向等に関する効果的な情報提供のあり方検討、推進
- ・ 被災の影響を受けた中小企業に対する金融支援をはじめとした経営支援の速やかな実施
- ・ 各種組合等による地域間協定締結の支援に関する検討

イ 被災者雇用対策

東日本大震災発生後、京都市域で求職している被災者210人に対して、求人は1,143件あったが、実際に就職したのは63人だけで、求職と求人のミスマッチが起こっている。（各数値は平成23年8月6日現在）

被災者の雇用対策問題は、発災直後は表面化しないが、住まい等の社会基盤や市民生活の再建が進むにつれて顕在化してくる。こうした時点で被災地の経済活動の復興は見込めないため、経済活動に依存しない迅速な雇用の場の創出・確保について、早い段階から取組を進める必要がある。

これは雇用対策として考えるのではなく、例えば物資の運搬等については、被災者の仕事として位置付けることも可能であり、その管理等は外部委託したほうが効果を発揮すると考えられる。また、被災者から寄せられる相談への対応や被災者への情報伝達においても、被災者自身にこうした業務を依頼することにより、被災地・被災者に関する情報収集や伝達を補完することも考えられる。こうしたことを可能にするためには、業務を担うために必要な知識やノウハウの修得等の課題について検討する必要がある。

このように、災害時にどうしても不足する行政の人間に代わって、被災者を雇用することによりその仕事の一部を担っていただく「キャッシュ・フォー・ワーク」の取組について検討を行っていくことが望まれる。その際には、災害発生時に行政側で不足するマンパ

ワーと被災者等新たに雇用する側のマンパワーに関するシミュレーションを行うとともに、行政職員でなければならない業務と職員でなくてもできる業務の区分等を行い、他の自治体等の動向も参考にしながら、着実に検討を進めていくべきである。

こうした取組は、地域の復興という観点からも重要であり、被災者のモチベーションを高めることにもつながっていくものである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 「キャッシュ・フォー・ワーク」として、経済活動に依存しない迅速な被災者雇用の場の創出・確保に関する検討、推進

ウ 観光産業振興

東日本大震災で問題になったのは、日本に居住している外国人への情報提供であり、外国人は自国のメディア情報に頼って国外へ脱出したという面もあった。

今回の震災後、京都市を訪れる観光客が大きく減少したことを受けて、国内外に向けて、京都は安全という情報発信を行っており、具体的には、世界各国からメディア、旅行会社等を招請して京都の実情を直接見ていただく取組を進めている。

国内観光客対策としては、親子で一緒に楽しめる体験講座や自然にふれあえるメニューの提供等新たな観光需要を創出する「未来の日本・元気プロジェクト」等の各種イベント、キャンペーンを実施している。

東日本大震災の被災地では、宿泊施設が少ないことがその後の対策のボトルネックになっている面があり、その面では、京都市域の宿泊施設の集積は大きな資源であり、近隣地域が被災した場合には、こうした施設を活用した取組を検討すべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 国内外への京都は安全という情報発信、各種観光イベント・キャンペーンの推進
- ・ 近隣地域が被災した場合の京都市域の宿泊施設の活用方策等の検討

エ 農林業対策

東日本大震災の発生以降、京都市では、被災地支援の一環として、仮設住宅用資材（北山丸太を活用した基礎杭）の提供を行っている。

農林業に関しては、京都は集約型の少量多品目生産が中心で、東北は機械化・大規模区画農業という違いがあり、被災者の雇用という面ではハードルが高い。

京都市内の農家は、兼業農家が多いこともあり、震災等により生活に困るという人は少ないと考えられる。

京都市内の農地は、震災発生時には、市街地内の貴重なオープンスペースとして活用できる可能性があり、こうした面からの検討も進めていくことが望ましい。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 市内農地のオープンスペースとしての活用方法検討

4 課題領域Ⅲ「もの」

(1) 住宅・建築物等

ア 住宅・建築物

平成7年の阪神・淡路大震災で亡くなられた方の約90%は、家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われている。大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物であった。

京都市は、花折断層をはじめとする数多くの活断層や、南海地震の影響等により、これまでに数多くの地震被害を受けてきた。さらに、古い木造住宅が多く存在する等、歴史都市特有の市街地特性により、地震発生時には甚大な被害が想定されることから、今般の東日本大震災や新潟県中越地震等の大規模な地震が頻発するなか、建築物の耐震化は喫緊の課題である。

「市政総合アンケート」結果では、災害に強い安全・安心のまち京都の実現のため、京都市が力を入れるべき防災対策として、「建築物や、電気・水道・ガス等のライフライン施設の、耐震性の強化」が58.2%、「避難所や広域避難場所の拡充や、その施設における防災機能の強化」が49.7%、「物資の備蓄や、備蓄場所の充実」が47.9%、「災害時の生活用水など安全な水の確保のための対策」が43.9%と多くなっている。

京都市では、平成19年7月に「京都市建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度末までに目指すべき指標である耐震化率90%を達成することに向け、耐震化の促進に取り組み、同計画に掲げる62施策全てについて実施済み、実施中又は一部着手している。

<耐震化の進ちょく状況（耐震化率）>

	計画策定時点	現状
住宅	69.3%	75.7%
木造戸建住宅	51.0%	57.4%
その他住宅	84.4%	89.2%
特定建築物	82.1%	84.8%
防災活動拠点（病院、学校、避難所等）	70.3%	75.0%
要配慮者利用建築物（福祉施設等）	76.6%	80.2%
不特定多数利用建築物（映画館、ホテル、百貨店等）	78.0%	78.7%
特定多数利用建築物（事務所、賃貸共同住宅等）	85.5%	89.1%
緊急輸送道路等の沿道建築物	83.5%	84.3%
市有建築物（市営住宅等を除く。）	72.6%	91.4%
防災活動拠点	73.2%	93.1%
（学校施設（幼稚園を含まない。））	74.4%	96.0%
（庁舎、病院、避難所等）	67.8%	80.3%
要配慮者利用建築物（福祉施設等）	72.5%	84.4%
不特定多数利用建築物（図書館、集会所等）	66.9%	80.5%

※ 平成23年8月にとりまとめた「京都市建築物耐震改修促進計画の検証と今後の方向性について」から抜粋

(参考) 市営住宅		57.1%
-----------	--	-------

市営住宅に関しては、平成23年2月に策定された「京都市市営住宅ストック総合活用計画」において耐震化に係る目指すべき指標（平成32年度までに耐震化率90%（住戸割合））を設定し、同計画に基づいて耐震改修等を実施することとしている。

計画の最終年度である平成27年度末までに耐震化率の目標値90%を達成するため、これまでの検証を踏まえた取組の充実が必要である。

＜計画に掲げる施策の検証と充実の方向性＞

① 市民が安心して耐震化に取り組める環境整備

施策の検証	○ 耐震診断から耐震改修まで一元的な相談窓口として「京都市すまい耐震支援窓口」を開設したが、耐震診断士派遣、耐震改修助成に関する相談及び事業の実施にとどまっている。 ○ アンケート調査※によれば、 ・ 工事の内容や費用に関する妥当性の判断が難しい。 ・ 耐震改修を誰に頼めばよいか分からない。耐震改修を依頼する事業者（建築士、工務店など）の選定に迷う。 ・ 具体的にどのように耐震化を進めればよいか分からない。 などの意見がある。 ○ 耐震診断士の育成、認定、登録については成果を挙げているが、専門家や事業者による充実した相談対応といった市民ニーズには十分に答えられていない。
施策充実の方向性	○ 耐震改修に当たって、工事内容は適切か、工事費用は適正か、どの事業者に頼めばよいか、改修の効果はあるのかといった市民の不安を解消するため、情報提供及び相談体制の充実を行う。具体的には、公民一体となったネットワーク体制を構築し、 ・ 耐震改修の知識と経験があり、信頼できる事業者による相談体制の充実 ・ 安価で簡易にできる改修事例などの情報提供 などを行うことにより、市民が耐震化に取り組みやすい環境を整える。

※本市耐震診断士派遣事業の利用者を対象に実施

② 市民の費用負担を軽減する支援制度

施策の検証	○ 必要な施策を講じ、制度改善を重ねてきたが、利用実績が伸び悩んでいる。 ○ アンケート調査※によれば、 ・ 支援制度の利用に手間と時間がかかる。手続きが面倒である。 ・ 一定の耐震基準を満たす必要があるなど支援制度の要件が厳しく、利用しにくい。 などの意見がある。
施策充実の方向性	○ 市民が利用しやすい支援制度となるよう制度の拡充と改善を行う。 ○ 建築等関係団体と連携を図りながら、耐震性能の向上に確実に寄与する補強工事をあらかじめメニュー化して簡便な手続により助成の対象とする、新たな支援制度を創設する。

※本市耐震診断士派遣事業の利用者を対象に実施

③ 市民の主体的な取組を促す普及啓発

施策の検証	○ 市民しんぶんやセミナーなどによる普及啓発は、有効な手法であるが、多くの市民が耐震改修に向けて一步を踏み出すまでには至っていない。 ○ 地域へ市職員が出向いて行う説明会や地域との連携によるチラシの戸別配布は効果が高いが、行政によるこれらの取組には限界がある。地域コミュニティのさらなる活性化を図るとともに、京都ならではの地域力を活かして、自主防災活動や要配慮者への支援と融合した取組を促進させる必要がある。
施策充実の方向性	○ 市民と事業者の双方に対し、耐震改修の普及啓発と支援制度の広報宣伝を徹底する。 ○ 地域の各種団体等による主体的な防災活動との連携の下、建築等関係団体と行政が協働して、説明会や戸別訪問等により、地域住民に直接的な働きかけを行う。

④ 本市特有の市街地特性等を踏まえた取組

施策の検証	○ 新重点密集市街地の設定、木造密集市街地対策の取組方針の策定及び細街路対策指針の策定に着手したところであり、木造住宅の耐震化の重点整備地区の設定と取組強化の必要がある。
施策充実の方向性	○ 新重点密集市街地や細街路において、地域のまちづくりの取組と連携して、重点的かつ特別な対策を講じる。 ○ 細街路の特性に応じて、避難経路の確保、沿道建築物の防災性強化、3項道路の活用など、歴史都市に相応しい総合的な細街路対策を推進する。

⑤ 特定建築物の緊急性を踏まえた耐震化の取組

施策の検証	○ 緊急輸送道路の沿道の特定建築物や地震時に防災活動拠点となる特定建築物の耐震化は緊急性が高く、耐震診断の支援制度を実施している。 ○ 耐震改修の支援制度については、京都府が防災活動拠点となる病院等を対象に実施している。要配慮者利用建築物については、国の補助制度等を活用し、耐震改修を実施している。 ○ 緊急輸送道路沿道の特定建築物について、耐震改修を支援する仕組みが必要である。
施策充実の方向性	○ 緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき路線を選定し、重点的に普及啓発と支援を行う。 ○ 特に耐震化の緊急性が高い緊急輸送道路沿道の特定建築物の耐震改修の支援制度を国等へ要望しつつ創設する。

⑥ 市有建築物の計画的な耐震化

施策の検証	○ これまで主に学校施設の耐震化を優先的かつ計画的に実施してきたが、その他の市有建築物の耐震化が遅れている。
施策充実の方向性	○ 平成27年度末までに施設区分ごとの耐震化率90%を達成するため、計画的に市有建築物の耐震改修を実施する。

なお、京都市では、本委員会での議論を踏まえ、これまでの取組の点検とともに、今後重点化すべき施策を掲げた「京都市建築物耐震改修促進計画の検証と今後の方向性について」をとりまとめ、平成23年8月に公表が行われた。

平成24年度から27年度までの4年間を「耐震化重点期間」と位置付け、平成27年度末の耐震化率の目指すべき指標90%以上の達成に向けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組むこととされている。

この方向性に基づき、既に大工、左官、板金、瓦屋、建築士など関係事業者と本市とが協働して耐震改修を進めるネットワークが構築され、新たな助成制度の検討や地域に出向いた普及啓発が始められている。今後、このような公民一体のネットワークと地域の主体的なまちづくりの活動を基盤として、特に密集市街地や細街路における木造住宅の耐震性能と地域の防災性能を向上させる住宅改修を促進させる必要がある。

この他、大地震発生後の避難、救助、緊急物資の輸送や、復旧復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道の特定建築物の耐震化の促進も同様である。

また、市営住宅についても、災害時に住生活の自力再建が困難な低所得者や高齢者が数多く居住していることから、指標の達成に向けて着実に取組を推進すべきである。

東日本大震災によって耐震化に向けた市民意識や社会的機運の高まっているこの機を逃さず、積極的な各施策の推進を期待したい。

【今後取り組むべき事業】

[住宅の重点施策]

- ・ 公民一体となった耐震ネットワークによる実質的に耐震改修が行われるような促進策の実施
- ・ 耐震性を確実に向上させる工事をメニュー化し、簡便な手続きで助成申請ができる「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」（仮称）の実施
- ・ 地域におけるローラー作戦等による市民等への普及啓発の実施
- ・ 密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した、避難経路の確保や地域の防災性能を向上させる住宅改修の促進

[特定建築物の重点施策]

- ・ 緊急輸送道路沿道の特定建築物に対する耐震改修支援制度の創設
- ・ 特定建築物の所有者・管理者への普及啓発の実施

[市有建築物の耐震化対策]

- ・ 防災活動拠点施設、要配慮者利用施設、不特定多数利用施設における計画的な耐震化の実施

イ 市建築物

防災活動拠点となる京都市の各種建築物の耐震化については、市民に身近な区役所総合庁舎や学校施設を先行して取組が進んでいる。

東日本大震災においては、岩手県大槌町庁舎が被災し、行政機能が完全に失われてしまうなどの事態が発生したが、こうした行政の各種施設は、地震等の災害発生時における災害応急活動等の拠点となるもので

東日本大震災を受けて被災地に派遣された京都市職員の意見等

- 防災拠点となる公共建築物は、建物の強さのみならず、諸室の配置や地階の是非、選択する設備形式、機器の配置にも防災面からの工夫が必要だと感じた。
- 深夜に震度6弱の余震が発生し、強い揺れは半端ではない。執務環境を見渡すと、頭上のキャビネットや背の高い書庫など、凶器に代わる備品に囲まれている状況であることを改めて認識した。

あり、こうした施設機能の確保が市民の命や暮らしにも重大な影響を及ぼすことになることから、今回の大震災を踏まえて、京都市の各種施設についても、防災面からのそれぞれの役割、機能等について改めて検討していく必要がある。

こうした検討の際には、京都市災害対策本部会議の開催や各種被害情報等の収集・整理・分析、関係機関との連絡・対応等を行うスペースや機器を備えた危機管理センター（仮称）の設置に向けて検討を進め、より迅速かつ効果的な災害対応活動に当たるための条件整備を進めていくことも重要である。

特に、市役所庁舎については、建設後すでに８０年以上を経過しており、耐震性能の不足をはじめ、施設や設備の老朽化、狭あい化等が著しい。京都市では厳しい財政状況が続いており、市役所庁舎の整備は事実上見送られてきたが、庁舎整備は順調にいても１０年以上はかかるとされており、東日本大震災を契機に、これ以上先送りにせず、早急に現庁舎の耐震改修等を進める必要がある。市役所庁舎の整備は職員のためにあるのではなく、災害発生時における京都市民の安心・安全を確保するために必要である。

一方、こうした市庁舎整備にはかなりの時間が必要であり、それまでの間に大地震等が発生して市庁舎が使用できなくなる場合も想定されることから、市役所周辺で市庁舎機能を移転させて種々の業務が継続できるような場所等の確保に向けて、具体的検討を進めることも必要である。

さらに、庁舎等の耐震化とともに、災害等の非常事態が発生した場合に、京都市の多岐にわたる業務の優先度を整理し、継続するための体制や職員配置等について定めた業務継続計画（ＢＣＰ）を策定しておく必要がある。

また、地域の活動拠点となる消防団器具庫等の耐震化についても推進する必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 京都市の各種施設に係る防災面からの役割、機能等の再検討
- ・ 危機管理センター（仮称）の設置に向けた検討
- ・ 市役所庁舎の早急な耐震改修等の推進
- ・ 大地震等で市庁舎が使用できなくなった場合に庁舎機能を移転する場所等に関する具体的検討
- ・ 災害時における京都市の各業務の優先度整理、業務継続体制及び職員配置等を定めた業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

ウ 密集市街地・細街路対策等

京都市は、市内中心部では昔からの町割りが残り、また郊外部では道路が十分に整備されないままスプロール的に開発されるなど、袋路等の細街路が市内各地に点在し、更に細街路が集中する木造密集市街地が数多く存在している。

こうした細街路は、地震時等の災害時には、建築物の倒壊により閉塞し、避難や救助活動の妨げとなり、被害拡大の一因となる等、都市防災上の大きな課題となっている。その一方で京都らしい風情を醸し出す町並み景観を形成する重要な要素であり、また古くからの細やかなコミュニティが残っている。本市においては、他都市のような区画整理や道路

拡幅等による整備だけではなく、現在の町並みを継承しながら、都市の防災性を向上させるような取組が求められる。

京都市は、平成23年8月から、京都らしさを維持しながら、住宅・住環境の安全性の確保に向けた取組として、細街路に関する実態調査に取り組まれている。今後、この調査結果等を踏まえ、細街路や地域の特性に応じた、建築物の耐震・防火改修等のハード面の施策と、地域の防災対策としてのまちづくり活動の推進等のソフト面の施策を組み合わせ、より実効性の高い取組をまとめた基本方針を策定し、具体的取組を早急に進めていくべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 細街路の実態調査の推進とデータベース化の推進
- ・ 住民・事業者等のニーズを踏まえた実効性のある施策を進めるための基本方針の策定
- ・ 密集市街地や細街路の特性に応じた建築物の耐震・防火改修等ハード施策と継続的なまちづくり活動の推進等ソフト施策の実施・充実
- ・ 新重点密集市街地において、地域のまちづくりの取組と連携して、地域の防災機能向上のための重点的かつ特別な対策の実施（再掲）
- ・ 細街路の特性に応じて、避難経路の確保、沿道建築物の防災性強化、3項道路の活用など、歴史都市に相応しい総合的な細街路対策を推進（再掲）

エ 宅地対策

京都市域では、平坦地を中心に市街地が形成され、大規模な盛土造成による宅地は比較的少ないと考えられるものの、東日本大震災では、大規模な盛土造成が行われた宅地では地滑り被害が集中し、液状化による被害も多発したことから、大規模盛土造成地等の安全性確保が大きな課題となっている。

そのため、今後、国の補助事業も活用して、盛土造成地のうち、宅地造成等規制法に基づく一定条件の土地に関する調査を行うとともに、その結果をマップ等にまとめて市民に情報提供するなどの取組を進めていくことが望まれる。

また、京都市の防災マップ等には、こうした造成地の状況は記載されておらず、市の各部局で作成している地図も、統一的に各種情報が管理されていないことから、防災面での情報共有を進めるためにも、京都市で地図に関する共通のプラットフォーム等を整備し、こうした情報を市民にも提供できるよう検討していくべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 盛土造成地のうち宅地造成等規制法に基づく土地の抽出調査及び結果の情報提供
- ・ 地図に関する共通のプラットフォーム等の整備、市民への情報提供の促進

オ 急傾斜地崩壊対策

急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）により、都道府県知事は、急傾斜地の崩壊を防止するために、必要な措置を講じるものとされている。

急傾斜地法に基づく対策の実施には、地元関係者の同意が必要であることや、対策工事に多額の費用を要するものであるが、優先して対策を講じるべき災害時要援護者関連施設に近接する急傾斜地26箇所については、現在事業着手に向けて調査を実施している左京区久多地区をはじめ、必要な対策を京都府との連携のもと、取り組む必要がある。

合わせて、京都市が古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所においても、防災対策とともに景観保全の観点から、基礎調査を実施し、危険箇所を把握のうえ、今後の取組を検討すべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 災害時要援護者関連施設に近在する急傾斜地崩壊危険箇所の対策を京都府と連携して実施
- ・ 古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所に係る基礎調査や斜面地防災対策の実施

(2) 道路、橋りょう、公園、河川、排水機場

ア 道路

道路・橋りょうは、災害時の避難・救援、その後の復旧・支援活動の要となる都市基盤施設であり、その役割は、極めて重要である。

京都市の道路ネットワークの構築については、人員・物資輸送に大きな役割を果たす阪神高速京都線、京都第二外環状道路及びそのアクセス道路となる大山崎大枝線、国道162号栗尾バイパス等の道路整備が着実に進んでいる。

今後も厳しい財政状況等の課題はあるが、選択と集中を行い、道路ネットワークの更なる充実に取り組んでいく必要がある。

また、山間部の道路における防災対策として、平成8年度、9年度に、斜面崩壊等、災害発生の可能性のある箇所の調査点検が行われ、危険度によるランク付け及び評価により、「要対策箇所」、「監視強化箇所」を示した防災カルテが作成された。

この「要対策箇所」473箇所のうち、緊急度、危険度の高い箇所から順次、道路防災対策工事が進められ、平成22年度までに124箇所の対策工事が完了している。

しかし、前回の調査点検から10年以上が経過していることや、気象や地形・地質等の現地状況の変化に対応するため、防災カルテの見直しが必要である。

今後、防災カルテの見直しとともに、計画的・効率的な道路防災対策の推進に向けて、より一層の取組強化を図らなければならない。

さらに、電子化した点検情報を京都市公共物GIS上で管理することにより、道路防災点検パトロールを効率的に実施し、災害発生に至る要因の早期発見と災害の未然防止を強化しなければならない。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 通行止をできるだけ短時間で解除するなど道路機能の早期回復の視点を取り入れた防災カルテの見直しや、緊急性を考慮した優先路線の設定など重点化した山間部の道路における防災対策の一層の取組強化
- ・ 京都市公共物GISを活用した防災点検パトロールの効率化

イ 橋りょう

京都市が管理している橋りょうについては、阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年度から緊急輸送道路上の15m以上の橋りょう及び跨線・跨道橋を「都市防災上重要な橋りょう」（92橋）として位置づけ、40橋の耐震補強（平成23年度末完了予定の3橋含む）を進めてきた。

しかしながら、東日本大震災による被害状況を踏まえ、災害時における避難ルート及び救援車両等の通行確保に向けて、残る52橋の耐震補強をスピードアップすることが喫緊の課題となっている。

また、京都市内には戦前に建設された橋りょうも多く残っており、建設後50年以上経過した橋りょうの占める割合が他都市と比べて高く、これらの老朽化が進む橋りょうの修繕も大きな課題となっている。

京都市が管理している橋りょう2,773橋のうち、橋長15m以上の橋りょう、緊急輸送道路上の橋りょう、跨線・跨道橋などの680橋について、その健全度を調査・点検した結果では、比較的健全である橋りょう（健全度A、B1、B2）は415橋で、全体の61%を占めており、緊急対応が必要な橋りょう（健全度E）はなかった。

しかし、軽度なものを含め、何らかの損傷が認められた橋りょうは555橋（82%）であり、そのうち早期に老朽化修繕を実施する必要のある橋りょう（健全度C）が265橋（39%）ある。（265橋のうち21橋は、都市防災上重要な橋りょうに位置づけられている。）

（参考）

橋りょうの健全度（国土交通省の橋りょう定期点検要領に準拠）

健全度	健全度の内容
A	損傷がほとんどなく、老朽化修繕を実施する必要はありません。
B 1	損傷が一部に認められますが、直ちに老朽化修繕を実施する必要はありません。
B 2	損傷があり、老朽化修繕を実施することが望まれます。
C	損傷が比較的大きく、早期に老朽化修繕を実施する必要があります。
E	損傷が著しく、緊急対応が必要です。

今後の橋りょう対策については、耐震補強、老朽化修繕とも、対象となる橋りょう数が多く、また、膨大な事業費を要することから、効率的・効果的に取り組むためには、優先順位、取組目標などを明確にしておくことが必要である。

このため、京都市では、橋りょう対策の進め方を定める「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の策定に向けた取組が進められている。

この中で、橋りょう対策の優先順位については、緊急輸送道路の中でも他都市からの応援部隊や支援物資の搬送に必要となる路線及び市域の骨格ネットワークを形成する路線を「重要路線」として位置付け、重要路線上の橋りょう対策を優先することとしている。

さらに、重要路線上の橋りょう、新幹線や緊急輸送道路を跨ぐ跨線・跨道橋、特に老朽化修繕を急ぐ必要のある橋りょうについて、5年以内に対策の完了を目指すなどの取組目標を定めることとしている。

今後、この「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、確実、かつスピード感を持って橋りょう対策を実施していかなければならない。

また、このプログラムの推進については、多額の費用を要することから、京都市は、国に対して必要な財政支援を求めるとともに、このプログラムと併せて、国の管理する橋りょうについても、早期の対策を要望することとしている。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づく耐震補強、老朽化修繕のスピードアップ

ウ 公園

京都市が管理している公園は、小さなものから大規模なものまで合わせて、871箇所ある。こうした公園は、災害発生時には、広域避難場所や地域の集合場所として、また、救援活動等の拠点として防災上重要な施設となる。

このため、手洗水栓や便所、防火水槽等の防災施設を設置している公園も多く、備蓄倉庫を備えた公園では、食料等の応急救助用物資を保管している。

また、大きな広場を有する公園では、臨時ヘリポートや救援物資の集散地としての活用も考えられるなど、防災面で多くの機能を有している。

京都市の公園整備は、1人当たりの公園面積を10㎡とすることを目標に整備を進めているが、現時点では1人当たり4.70㎡であり、整備目標に達していない。

特に災害時に、多くの市民、観光客の避難が必要となる市内中心部においては、公園の数・面積とも少なく、老朽化した既設公園の再整備と合わせて、公園整備を進めていく必要がある。

一方、阪神・淡路大震災以降、防災設備として、防災ベンチ、かまどベンチ、マンホールトイレ等の整備が進められており、こうした防災設備は、地元の団体等の関心も高く、地域の防災訓練でも活用が増えている。

今後、公園整備時には、地域の協力を得ながら防災施設としての位置付けをより明確化しつつ、その新設や再整備を一層積極的に進めるとともに、防災ベンチやかまどベンチ、マンホールトイレ等の防災設備について、地域的・年次的な整備目標数値を定めるなど、計画的に整備を進めていくことが必要である。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 防災施設としての位置付けを明確化した公園の新設及び再整備の推進
- ・ 公園内の防災ベンチやかまどベンチ、マンホールトイレ等の積極的整備
- ・ 防火水槽の不足している地域には、公園内設置の推進

エ 河川

近年、京都市においても、局地的集中豪雨の多発や都市化の進展に伴う不浸透域の増加に伴い、短時間に大量の雨水が流出しやすくなった結果、都市型浸水による被害リスクが増大している。

このため、一級河川のうち、京都府との協議に基づき、京都市では、改修事業を行う都市基盤河川及び普通河川等について、浸水被害の防止のため、河川改修が進められている

が、都市基盤河川改修率については、60.6%（平成22年度末）であり、いまだ未改修区間が多く残っている。

さらに、市街地の下水道分流区域においては、雨水の放流先が河川となるため、現在、京都市の関係局で進められている「雨に強いまちづくり」政策推進プラン融合モデルの枠組み等を活用するなかで下水道施設整備とも連携し、効率的・効果的に河川改修を進める必要がある。

また、桂川、鴨川等の国又は京都府が管理する河川についても、国や府に対して引き続き改修の要望を行うとともに、さらに連携を深めて安全性を向上させる必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修の一層の推進
- ・ 雨水調整池など雨水流出抑制対策の推進

オ 排水機場

河川等の排水機場は、大雨等により本川から支川に水が逆流し、浸水被害が発生する危険性のある地域において、支川に溜まった水をポンプで強制的に本川に排水する役割を果たすもので、近年、多発する局地的集中豪雨等による浸水被害から都市を守るためには、排水機場の適切な維持管理が重要である。

これら排水機場については、近い将来、耐用年数を迎える設備も多く（30年以上経過した機器が23%、10年後には60%となる）、整備・更新には、多額の費用が必要となることから、効率的・効果的な更新を進めるため、国が策定した「河川構造物長寿命化及び更新マスタープラン」（平成23年6月策定）を参考にしながら、排水機場の重要度、機器の劣化度を考慮し、整備・更新の優先順位を定めた長寿命化計画を策定するなど計画的にコスト縮減、費用の平準化を目指す必要がある。

また、道路のアンダーパス部の排水施設は、大雨による道路冠水により発生する車両事故や道路の通行止などを防止する重要な施設であり、適切な維持管理はもとより、停電時の非常用発電機の設置など、機能向上に向けた取り組みを進めていく必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 排水機場の長寿命化計画策定等による円滑な整備・更新の推進
- ・ 道路のアンダーパス部の排水施設の維持管理、機能向上の推進

（３）文化財

防災の取組で重要なのは、人の命を守ることであるが、京都市においては、文化財を守ることにも非常に重要である。京都市内には、世界遺産である「古都京都の文化財」をはじめ、日本の国宝の約19%、重要文化財の約14%、さらに京都府や京都市の指定・登録文化財など非常に多くの文化財を有しており、こうした文化財の存在を抜きにして京都のまちは考えられないと言っても過言ではない。

この貴重な文化財を災害から守るために、京都市でも、文化財とその周辺を守る防災水利整備事業や文化財市民レスキュー体制の構築、文化財防災マイスターの養成等の取組が進められている。

しかし、東日本大震災では、各地域の文化財が大きな被害を受けたことを踏まえ、今後も文化財関係社寺等と連携しながら、自動火災報知設備や避雷設備等の整備、文化財建造物の耐震診断・耐震性能向上のための取組、美術工芸品の展示物や収蔵品の転倒防止対策等、ハード面の対策とともに、災害発生時の文化財関係の行政機関相互の情報共有の一層の推進等、文化財防災に関わる各種の取組を着実に推進していくことが望まれる。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 文化財の自動火災報知設備、避雷設備、防災水利等の整備
- ・ 文化財建造物の耐震診断・耐震性能向上のための取組の推進
- ・ 美術工芸品の展示物や収蔵品の転倒防止対策の推進
- ・ 災害発生時の文化財関係の行政機関相互の情報共有の一層の推進

(4) 液状化対策

東日本大震災では、東北地方のみならず、震源から遠く離れた関東地方の各都県においても、広範囲の地域で液状化現象が発生し、住宅や宅地の沈下・傾斜等に加えて、道路、下水道、河川等の社会基盤施設も大きな被害が発生している。

京都市域においては、京都盆地の北部や中心部は砂礫層中心の地盤が広がっており、大規模な液状化が発生する可能性は低い。一方、南部の宇治川沿いや三川合流部等では、直下型地震が発生した場合に液状化の危険度が相対的に高い地域がある。また、南部以外でも、以前に田や池であったところを埋め立てて住宅地になっているところでは、液状化が発生する可能性がある。

液状化が発生すると、その地域での地震の揺れは緩やかになるため、人命にかかわるような被害は起こりにくくなるが、建物が傾いたり、ライフライン施設が被害を受ける可能性が高くなる。

京都市域でも、過去の地震等による被害状況も検証しながら、液状化の危険性について考えていくことが重要であり、東日本大震災の経験を踏まえ、国等の取組とも連携しながら、より効果的な施策を検討、推進していくべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 京都市域で液状化の危険度の高い地域等の調査、分析等の推進
- ・ 東日本大震災の経験を踏まえたライフライン対策などの効果的施策の検討、推進

(5) ライフライン

ライフラインとしての電気、ガス、電話・通信、上下水道等は、市民の命を守るためにいずれも非常に大切なものであり、施設の耐震化とともに、災害発生時には特にその機能の早急な復旧や、復旧までの間の代替手段の確保等も求められている。

ライフライン各社は、阪神・淡路大震災を教訓として、設備の耐震化やバックアップ体制の強化、災害活動体制の充実に取り組んできた。全国的な応援体制も整備され、東日本大震

災では、迅速な復旧体制と集中的な復旧活動が行われ、広域で未曾有の被害にもかかわらず電気、ガス、通信、上下水道とも阪神・淡路大震災を上回るペースでの復旧が図られた。

現在、ライフライン各機関では、地震等の被害状況等について個別に情報収集活動がなされているが、各事業者が復旧工事や代替手段等を行う際には、道路状況や被災状況などの情報を早期に収集する必要がある、各事業者の被害状況等を相互に知っておくことが、市民への説明等にも有用であると考えられる。

そこで今後は、京都市が中心となって、災害発生時におけるライフライン各事業者間の調整役を担い、より迅速かつ効果的な情報連絡手法等について検討を進めていくことが望まれる。

また、東南海・南海地震のような広域災害では、西日本の大都市の中で京都市の被害が比較的軽い場合、被害の大きい地域への支援が優先されることから、国、他都市からの応援を前提とした復旧のスケジュールに遅れを生じることを想定しておかなければならない。

ア 電気

阪神・淡路大震災では、約260万軒が停電したが、電力供給システムの多重化や過去の震災経験を活かした耐震対策が功を奏し、切替送電や送変電設備・配電線の応急復旧等により、6日で応急送電が完了している。阪神・淡路大震災以後の対策として、電気設備の耐震性評価、初動対応や災害対策車両、拠点整備などの防災体制強化、資機材・復旧要員の広域運営強化、中央防災会議の想定に基づく東南海・南海地震への対応などに取り組んできた。

東日本大震災では、東北地方、関東地方で約500万軒近くが停電するとともに、発電・送電設備の被害が広範囲に及んだことに伴ういわゆる計画停電などにより、避難所、医療、交通、通信などに大きな障害を生じさせ、災害対応や復旧活動に遅れを生じさせるだけでなく、首都圏では500万人余りの帰宅困難者を発生させた。

京都市第3次地震被害想定（花折断層地震）では、停電147,000戸（被害率23.7%）で、復旧に約6日間を要するとされているが、その後の各種地震対策の推進や建物の倒壊率の改善等により、停電世帯数や復旧に必要な日数等は改善しているものと考えられる。

電気の復旧は比較的早いものの、現代生活においては、情報通信も含め通信や交通など他のライフラインを支えるライフラインでもある。特に、防災関係機関や避難所などにおいては一刻も早い復旧が必要であり、医療機関については一時の停電も許されない。非常電源など電気の復旧までの代替手段について、長期的な停電対応も含めた対策を進める必要がある。

イ ガス

阪神・淡路大震災時には、製造所・高圧幹線等の被害はなかったものの、低圧導管のねじ継手等で漏れが発生したため、約86万戸を供給停止し、復旧完了に85日を要した。

大阪ガスでは、阪神・淡路大震災以後に、特に被害の大きかった低圧導管をポリエチレン管に敷設替えして耐震強度を高め、地震で自動的にガスを止めるマイコンメーターの100%普及を図ったほか、ガス供給ブロックの細分化を進め、他エネルギー業者とのパイ

プライン接続によってガス供給ルートを多重化するなど、地震対策を進めてきた。また、大阪にある指令センターのバックアップを京都市内に設置し、情報・通信システムを強化するなど災害体制の強化にも努めている。

東日本大震災では、東北地方、関東地方で約50万メートル近くが停止したが、阪神・淡路大震災の教訓をもとに進められてきた各種地震対策の有効性が確認され、中圧以上の顧客へのガス供給継続や復旧期間の短縮につながっている。

ガス事業者は、大規模事業者や中小事業者等その規模にかなりの幅があるが、東日本大震災では、仙台市等のガス事業者に対して日本ガス協会が支援の調整等を行い、効果的な復旧活動がなされており、京都市域において大地震等が発生した場合にも、他の地域のガス事業者からの応援がなされる見込みである。

京都市第3次地震被害想定（花折断層地震）では、供給停止687,500メートル（低圧・被害率100%）で、復旧に約50日間を要するとされているが、これまでの対策によって、より短期間での復旧が期待できる。

今後とも地震対策を継続的に推進し、一層の復旧期間短縮が計画されているが、大地震発生時にはガス停止が一定期間に及ぶため、防災関係機関や病院、避難所などにおいては、その代替策を検討する必要がある。

ウ 電話・通信

阪神・淡路大震災では、交換基地局の被害が軽微であったことから、不通となった10万回線の電話は2週間で復旧が図られている。

東日本大震災では、津波によって沿岸部の基地局など設備被害や長時間に及ぶ停電による蓄電池の放電により通信の途絶を招くこととなり、岩手県では復旧までに1カ月余りを要した地域もあった。

電話・通信については、近年の通信手段の多様化や災害発生時の使用規制の普及等もあり、阪神・淡路大震災時のような深刻な輻輳状況は改善されてきている。

京都市第3次地震被害想定（花折断層地震）では、被災加入数76,000回線（被害率9.3%）で、復旧に約14日間を要するとされている。

北部山間地域を有する京都市では、災害による孤立対策として衛星電話などによる通信確保が重要な課題である。

また、東日本大震災では、津波によって庁舎が被害を受け、コンピュータ管理されていた重要な行政データが失われることがあり、情報保全対策も課題となっている。

東日本大震災では、移動基地局車の投入や特設公衆電話の設置、衛星携帯電話やインターネット端末の貸与、ICTによる行政、医療、教育の各分野での支援などの代替対策が全国的な応援体制のもと迅速に展開されており、京都市においても同様の対策が期待される。

近年の情報伝達手段の変化により、東日本大震災発生後においてインターネットを通じた情報共有やツイッター等が有効に働くことが明らかになってきた。また、通信を取り巻く環境は、急速な発展を続けており、新たな通信デバイスと運用方法が生み出されている。エリアメールの有効活用や、携帯電話等による通話のメールへの変換等、今後こうした面での検討をさらに続けていくことが望ましい。

エ 上下水道

(ア) 上水道

上水道については、これまでに第2疏水連絡トンネル建設による導水施設の2系統化や、浄水施設等の耐震化を進めているが、今後さらに計画的な取組が必要である。また、配水管路の耐震化については、対象となる管路延長が長いことや更新工事に多大の経費を必要とすることから、未整備部分が現在も多く残っている（平成22年度末時点での水道主要管路の耐震適合性管の割合39.8%）。今後、老朽化した配水管路の更新率をアップさせ、耐震化を促進していく必要がある。

京都市第3次地震被害想定（花折断層地震）では、断水戸数520,000戸（断水率75%）で、配水管全体の復旧に約45日間を要するとされている。

応急給水活動は、他の政令指定都市等の支援も得ながら、運搬給水、拠点給水、仮設給水栓給水などの方法により、状況に応じて、病院、社会福祉施設、広域避難場所等への対応を行うとともに、これに関連して、備蓄の飲料水のあり方、井戸の活用や酒造組合等の民間団体の活用についても検討を行う必要がある。

応急復旧活動は、被害の状況に応じて、取水・導水・浄水施設等の重要度の高い施設から実施するとともに、配水管路については、影響範囲の広いところから順次対応し、病院、社会福祉施設、広域避難場所等に至るルートについても対応する。

(イ) 下水道

下水道については、管路及び基幹施設等の耐震化を進めているが、今後より一層、緊急輸送路下や避難所からの排水を受ける重要管路の耐震化を進めるとともに、市内の避難場所等に公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備を進めていく必要がある。

大地震の発生によって下水処理機能に大きな支障が生じても、応急的に処理することができるシステムを構築することが必要である。また、下水処理施設の被害を最小化するための取組を進め、大阪等下流域の水源を守る必要がある。

また、大雨による浸水被害を軽減するため、雨水幹線等の整備を進め、浸水安全度の向上を図る必要がある。

(ウ) 危機管理体制

緊急時の対応については、リスクマネジメントを徹底するため、常に危機管理マニュアル等の点検・見直しを行い、危機レベルに応じた効率的・効果的な危機管理体制を構築し、より迅速かつ的確に対応できるよう取り組む必要がある。

オ 市営地下鉄

京都市営地下鉄に関しては、京都市第3次地震被害想定（花折断層地震）では、大きな被害はないとされており、駅舎や出入口の耐震性は確保されているが、ビルとの合築出入口の一部について耐震診断が必要である。また、地震発生時には、停電の発生も予想され

東日本大震災を受けて被災地に派遣された京都市職員の意見等

- 給水場所は避難所にもなっており、常に数十の方が給水を待っていて、地域住民の皆さんに大変喜ばれた。
- ポンプ付給水車は老人ホームや病院の受水槽、学校の給水タンクの給水などで迅速に対応できた。

るが、非常灯・自家発電設備により、避難に必要な最低限の照明は確保されており、駅職員や乗務員が避難誘導を行うこととしている。

東日本大震災では、仙台市地下鉄の地下部分は特に被害が発生していないが、電気が通じない場合には運行が不可能となるため、電気供給の状況に留意する必要があることや、駅での帰宅困難者対策の検討、避難訓練の実施についても対応の必要がある。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 京都市及びライフライン各事業者間の情報共有、連絡手法の具体的検討
- ・ 的確な復旧要請をするためのライフライン復旧の優先順位の考え方の整理
- ・ 上水道：老朽化した施設・配水管路の更新等による耐震化の促進
- ・ 下水道：緊急輸送路下や避難所からの排水を受ける重要管路の耐震化の促進
- ・ 避難場所等への公共下水道を利用した災害用マンホールトイレの整備推進
- ・ 防災関係機関や病院、避難所等における通信手段及び電源、熱源の確保対策の推進
- ・ 東南海・南海地震等広域災害時に他からの応援が期待できない事態への対応
- ・ 孤立対策事業と連動した北部山間地域の備蓄及び通信対策の推進
- ・ 家庭、事業所、地域、京都市のそれぞれの役割に基づく命の水を確保する施策の推進
- ・ 駅での帰宅困難者対策の検討、避難訓練の実施推進

(6) 復旧・復興に向けた検討

京都市域で大規模地震等の災害が発生した場合に備えて、平常時から想定しておかなければならない事柄の一つに、その復旧・復興のための道筋をどう作り上げていくかがある。

京都市は、1200年以上の長い歴史の中で育み、培ってきた伝統、景観、文化財等が数限りないほど多くあり、これらは仮に大規模地震等により被災してしまった場合、元の姿に戻すことは不可能に近い。しかし、跡地に広い街路を通し、新しい建物等を建設するだけでは、そこに京都らしさを見つけることは困難になってしまう。

そのためにも、仮に京都市域が大規模地震等に見舞われた場合、その後の京都のまちの復旧・復興に向けたプランニングを、幅広い観点から検討していく必要がある。災害対策は、初動期の対応が重要であるが、それとともに、時間の経過とともに、復旧・復興に関する課題のポイントも変わり、市民生活に関わる幅広い分野を展望した施策が求められるようになる。その中で、町家が立ち並ぶ中心市街地はどういう復興像を描くのか、そのための検討体制はどうあるべきかなど、あらゆるまちづくりの中で議論しておく必要がある。その際には、男女共同参画の視点を踏まえた取組となるよう留意すべきである。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 復興計画策定の際に必要な京都の目指すべき都市像等に関する議論、検討

5 原子力発電所事故等に関する対応

(1) これまでの検討経過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び津波がもたらした福島第一原子力発電所における事故は、大規模かつ長期にわたり周辺環境に重大な被害を及ぼしている。

原子力発電所事故への京都市の対応については、平成23年7月13日及び同年11月16日に開催した京都市防災会議専門委員会において検討が行われた。

本案件については、今後も京都市防災会議専門委員会において議論が進められるが、原子力発電所事故の放射性物質拡散による人体、食料品、飲料水などへの影響に対する市民の関心が高まっていることから、この最終報告において、今後、京都市が採るべき対応等について、次項に掲げる「京都市第3次地震被害想定」と併せ、とりまとめを行うこととした。

(2) 今後京都市が採るべき対応

- ・ 若狭地域で大規模地震などの事態が発生した場合でも的確に対応できるように準備しておくということを前提に、京都市の原子力発電所事故対策を進めていくことを基本認識とする。
- ・ 現在、京都市は原子力発電所事故を想定した地域防災計画は策定していない。一方、国においては、防災指針の見直し作業が進められており、UPZを概ね30キロメートルする概念が示されている。このUPZが導入されれば、左京区北部の山間部の一部が大飯原子力発電所の30キロメートル圏内に入ることから、京都市も原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画原子力災害対策編の策定が義務付けられこととなる。
- ・ 防災指針見直しの結論が出される時期は来年度以降になる見込みであるが、147万市民の安心・安全の確保を使命とする京都市としては、国や府の見直し結果を待つことなく、導入が検討されているUPZ、概ね30キロメートルを想定して、緊急的に取り組むべき対策を、京都市原子力発電所事故対応暫定計画として取りまとめる。
- ・ 暫定計画の策定に当たっては、防災会議専門委員を中心に、必要に応じて、他の専門家からも助言をいただきながら個々具体の対策について肉付け作業を行い、平成23年度中に策定する。

【京都市原子力発電所事故対応暫定計画策定に当たって検討すべき事項】

- ・ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等
- ・ 環境放射線等モニタリング体制の整備（平常時及び緊急時モニタリングの実施、SPEEDI情報等の共有体制の構築）
- ・ 住民等の安全を確保するための体制づくり
- ・ 広域的な連携体制の整備
- ・ 住民等への情報伝達及び知識の普及と啓発
- ・ 風評被害の影響の軽減
- ・ 原子力防災対策のための組織体制の整備
- ・ 琵琶湖の放射能汚染への上水対策

＜参考＞

検討すべき事項に係る専門委員からの主な意見

- ・ 放射性セシウムは、シルトや粘土など細粒土に吸着されやすいので、河川流域の特性に応じたモニタリングも対策に加えておいた方が良い。
- ・ 放射性物質は様々なルートを伝って広範囲に広がるので、環境放射線のモニタリングは重要だが、異常を検知するためには平常時の状態をしっかりと把握することが必要である。
- ・ 放射性物質が食品や生態系に影響する可能性があるので、専門的なアドバイスがいただけるように、農学部関係、食品に関する放射線分野の専門家を確保しておくべきである。
- ・ 福島では放射能をモニタリングする設備が地震で壊れ機能しなかった。設備の耐震化を図るとともに、地震の被害を受けにくい機動性のある可搬型のモニタリング機器が有効である。
- ・ 水道原水及び水道水のモニタリングを行うとともに、基準を超えたときの対策を考えておくべきである。
- ・ 放射性物質は、水道原水のろ過装置で除去され、浄水汚泥中に濃縮されるので、検査をしっかりと行う必要がある。
- ・ 原発事故の規模をどう想定するのか。複数基で事故が発生した場合の想定を国において検討されているので、その結果を踏まえ計画を立てる必要がある。
- ・ 風評被害を完全に封じることができないが、小さくすることはできる。そのために正しく広報する必要があるが、発表方法によって市民の信頼度が変わってくる。専門家を活用した情報発信のシステムを構築しておく必要がある。

6 京都市第3次地震被害想定

京都市は、東南海・南海地震等の震源域から離れていることもあり、こうした海溝型地震よりも都市直下型地震の方が危険である。

京都市第3次地震被害想定は、「1 防災対策総点検を行う経過及び視点」等でも少し触れているが、京都市域における活断層調査及び地下構造調査を経て平成15年に策定されたものである。

ここでは、京都盆地の地下構造の3次元モデルによる被害予測を行い、①花折断層、②桃山～鹿ヶ谷断層、③宇治川断層、④檜原～水尾断層、⑤光明寺～金ヶ原断層、⑥有馬・高槻断層系、⑦黄檗断層、⑧琵琶湖西岸断層系の各内陸直下型地震と南海・東南海地震を想定している。

この被害想定は、時系列の被害予測等も織り込んだ発災後のシナリオを各断層の地震別に取り入れるなど、きわめて先進的な内容であり、今日においてもその内容は概ね妥当なものである。京都市もこの想定に基づいて地震への各種対策を進めてきており、東海・東南海・南海地震の同時発生を想定した被害想定については、国等の検討状況に即して見直していく必要があるが、直下型地震の被害想定に関する大きな見直しは必要ないと判断できる。

【今後取り組むべき事業】

- ・ 東海・東南海・南海地震の同時発生を想定した被害想定の見直し検討

7 京都市等への要請

(1) 迅速な取組の推進を

本委員会は、今年8月の「中間報告」に続いて、今回この「最終報告」をとりまとめた。

しかしながら、防災関係施策は、今後も時間をかけて継続して進めていく必要のあるものが多く、また、京都市の財政状況との兼ね合いで、各年度において諸事業の緊急度、優先度をさらに再検討しなければならないといった面もあろう。

その一方で、たとえば情報ツールのように、社会経済状況の変化の中で、急速に変貌を遂げつつある分野もあり、より迅速かつフレキシブルな対応が求められる。

そのため、今後も京都市におかれては、今回当委員会で検討した視点や今後の方向性等を生かしつつ、さらに継続して検討を重ねられ、優先順位をつけ、緊急度の高いものから「安心都市・京都」の実現に向けて一層の取組を進められるよう強く要請する。

また、この「最終報告」内容については、できるだけ多様な手法により市民へ広く周知するよう努め、多くの市民が防災について自ら考え、その意識を一層高めていただけるよう工夫願いたい。

(2) 国、京都府、関西広域連合等との連携強化

地震等による被害は、広域に及ぶ場合が少なくないため、防災対策においては、近隣自治体や他の政令指定都市をはじめ、国、京都府、関西広域連合などとの連携・協力が重要である。

こうした連携・協力体制は、平常時の情報交換や訓練等を通じて、着実に構築していくことが必要であり、一層の連携・協力関係の強化に関する提案等を行うなど、積極的に取組を進めていくべきである。

8 京都市民に期待すること

－防災の取組は、人としてお互いに助け合うことから始まる－

防災の取組は、市民一人一人が地震や水害等に関する意識を高め、知識を得て、こうした被害を少しでも軽減できるよう平常時から訓練などの各種の対策を進めておくことが必要であるが、もう一つの大切な取組がある。それは、人として、お互いの存在を認め合い、災害発生時には、各地域や組織等さまざまなかたちで、相互に助け合えるつながりを持つということである。

「市政総合アンケート」結果では、大きな地震災害などに備える防災の意識について、「かなり意識している」が37.9%、「少なからず意識している」が52.2%で、両者の回答を合わせると9割以上と高い水準になった。また、20歳代において「かなり意識している」が25.9%と、平成18年度のアンケート結果（6.1%）と比べて、防災意識が大きく高まっている。

災害で被害を受けた人がいる時、その人の悲しみ、つらさなどに思いを致し、その中から、何かその人の役に立ちたい、支援の手を差し伸べたいと考え、行動することは、人としてごく当たり前の対応であろう。こうした支援の輪が着実に広がり、地域間、学区間、行政区間、自治体間など多様なレベルで広がっていけば、それは非常に大きな力となる。

京都市においても、仮に花折断層を震源とする地震が発生すれば、甚大な被害が発生する可能性のある京都市東部や北部の市民に対して、被害が比較的少ないとみられる京都市西部の市民が支援することが可能であろうし、檜原～水尾断層を震源とする地震発生の場合は、京都市東部の市民からの支援が期待される。

これは、京都市域外で災害が発生した場合に、その被災地、被災者を京都市や京都市民が支援することと同じであり、こうした互いの助け合いを広げていくことが、防災関係の取組には欠かせない。

阪神淡路大震災では、家屋の倒壊により自力で脱出できなかった約3万5千人の市民のうち、消防・警察・自衛隊など公的機関で救助できたのは7,900人だったのに対し、全体の8割近い2万7千人を近隣の住民が助け出している。災害においてバイスタンダーの力、いわゆる「御近所の底力」は、人命救助を専門とする機関よりも、強力であることが証明されている。

また、東日本大震災においても、改めて互助ということの意味、役割等を改めて深く知られることとなった。「釜石の奇跡」として、同市の小中学生が互いに協力し合いながら高台へ避難し、被害を最小限にとどめたことは、今後に光明と展望を抱くことのできる出来事であった。防災関係施策の一層の充実と併せ、人としてお互いに助け合うことの意味、意義について今一度考えたい。京都市の関係部局が実施している防災に関する講座や各種事業に参加するのも一つのきっかけとなろう。こうしたことから、広がりとお行きを持った防災の取組が着実に進むものと確信する。

資 料

- 1 京都市防災対策総点検委員会委員名簿
被災者支援第一検討部会委員名簿
被災者支援第二検討部会委員名簿
都市基盤検討部会委員名簿
- 2 京都市防災会議専門委員会委員名簿
- 3 各委員会の審議経過
- 4 平成23年度第1回市政総合アンケート結果概要

1 京都市防災対策総点検委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
◎土岐 憲三	立命館大学教授，歴史都市防災研究センター長
○仲谷 善雄	立命館大学総合理工学院情報理工学部教授
清野 純史	京都大学大学院工学研究科教授（都市基盤検討部会長）
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授（被災者支援第一検討部会長）
永松 伸吾	関西大学社会安全学部准教授（被災者支援第二検討部会長）
松本 重雄	京都市環境政策局環境企画部長
藤井 宏一郎	京都市行財政局総務部長
柴山 薫	京都市総合企画局政策企画室長
藤川 好寿	京都市文化市民局共同参画社会推進部長
山本 達夫	京都市産業観光局商工部長
浅野 信之	京都市保健福祉局保健福祉部長
山本 耕治	京都市都市計画局都市企画部長
西邑 昭裕	京都市建設局建設企画部長
松村 光洋	京都市防災担当当番区（南区）副区長
川渕 正和	京都市防災担当副当番区（西京区）副区長
荒木 俊晴	京都市消防局総務部長
吉川 雅則	京都市交通局企画総務部長
山田 哲士	京都市上下水道局総務部長
中永 健史	京都市教育委員会事務局総務部長
下遠 秀樹	京都市消防局防災危機管理室長

◎：委員長

○：副委員長

被災者支援第一検討部会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授（部会長）
仲谷 善雄	立命館大学総合理工学院情報理工学部教授
白瀧 雅章	北区紫野学区自主防災会会長
中村 勝	中京区生祥学区自主防災会会長
土江田曜子	京都地方法務局人権擁護委員
小山 幸誠	京都市災害ボランティアセンター事務局長
	京都市 行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，区役所，教育委員会，消防局 関係課長等

被災者支援第二検討部会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
永松 伸吾	関西大学社会安全学部准教授（部会長）
仲谷 善雄	立命館大学総合理工学院情報理工学部教授
堀切 智	日本通運株式会社京都支店長
東田盛正治	西日本電信電話株式会社京都支店長
	京都市 環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，区役所，上下水道局，教育委員会，消防局 関係課長等

都市基盤検討部会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
清野 純史	京都大学大学院工学研究科教授（部会長）
東田盛正治	西日本電信電話株式会社京都支店長
三津田有一	大阪ガス株式会社導管事業部京滋地区保安統括
安部川 信	関西電力株式会社京都支店長
	京都市 行財政局，文化市民局，都市計画局，建設局，交通局，上下水道局，消防局 関係課長等

2 京都市防災会議専門委員会委員名簿

(敬称略)

(京都市防災会議専門委員)

氏 名	職 名
木下 富雄	(財) 国際高等研究所フェロー
土岐 憲三	立命館大学理工学部教授
尾池 和夫	(財) 国際高等研究所所長
林 春男	京都大学防災研究所教授
鈴木 祥之	立命館大学COE推進機構教授
井上 和也	京都大学名誉教授
椎葉 充晴	京都大学大学院工学研究科教授
千木良雅弘	京都大学防災研究所教授

(特別委員)

氏 名	職 名
三島嘉一郎	京都大学名誉教授 (原子炉工学)
古賀 妙子	元近畿大学教授 (放射線管理工学)

3 各委員会の審議経過

実 施 日	会 議 名 称	主 な 審 議 事 項
平成23年 5月13日	第1回京都市防災会議	・ 京都市の防災対策の総点検
6月22日	第1回防災対策総点検委員会	・ 防災対策事業に係る各局の取組状況 ・ 防災対策に関する検討事項及び今後の進め方
	合同検討部会	・ 各部会の主要課題 ・ 今後の検討日程及び進め方
7月 5日	被災者支援第二検討部会	・ 物資調達 ・ 輸送
7月11日	被災者支援第一検討部会	・ 避難所対策①
7月13日	京都市防災会議専門委員会	・ 京都市第3次地震被害想定内容の点検 ・ 原子力発電所事故等に伴う京都市としての対応
7月19日	都市基盤検討部会	・ ライフライン
7月22日	被災者支援第二検討部会	・ 情報通信手段
7月29日	被災者支援第一検討部会	・ 観光客対策①
8月 2日	都市基盤検討部会	・ 住宅・建築物 ・ 道路・橋りょう・公園 ・ 本市施設
8月 5日	被災者支援第二検討部会	・ 産業・就労対策
8月 8日	被災者支援第一検討部会	・ 避難所対策②
8月29日	第2回防災対策総点検委員会	・ 防災対策総点検中間報告(案)とりまとめ
9月 9日	被災者支援第一検討部会	・ 防災訓練 ・ コミュニティ
9月12日	都市基盤検討部会	・ 公園 ・ 道路・橋りょう
9月14日	被災者支援第一検討部会	・ 要援護者対策 ・ プライバシー
9月16日	都市基盤検討部会	・ 文化財 ・ 密集市街地・細街路対策
9月16日	被災者支援第二検討部会	・ 災害廃棄物
11月 2日	被災者支援第二検討部会	・ 防災教育、就労支援
11月 4日	被災者支援第一検討部会、第二部会合同部会	・ 要援護者対策 ・ 医療・救護・衛生
11月 7日	都市基盤検討部会	・ 液状化等地盤災害対策
11月 9日	都市基盤検討部会	・ 橋りょう ・ 復旧・復興対策
11月10日	被災者支援第一検討部会	・ 観光客対策② ・ 総括
11月16日	京都市防災会議専門委員会	・ 原子力発電所事故に係る防災対策 ・ 水災害に関する今後の対応
12月14日	第3回防災対策総点検委員会	・ 防災対策総点検最終報告書(案)とりまとめ
12月14日	第2回京都市防災会議	・ 防災対策総点検最終報告書提出

4 平成 23 年度第 1 回市政総合アンケート結果概要 (災害に強い安心・安全なまちづくり)

1. 調査目的 東日本大震災の教訓を踏まえて現在実施している本市防災対策の総点検に、市民の皆様の防災意識や考えを反映させ、今後の防災対策のより一層の充実・強化に役立てるため
2. 調査対象 20 歳以上の市民 3,000 人
(住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出)
3. 調査方法 回答用紙への記入方式(郵送)
4. 調査期間 平成 23 年 7 月 8 日(金)～平成 23 年 7 月 22 日(金)
5. 回収状況 回収数 1,317(回収率 43.9%)
うち有効回答数 1,317(有効回収率 43.9%)
6. 結果のあらまし 以下のとおり

1 大きな地震災害などに備える防災について、どの程度意識しているか

- ・かなり意識している(かなり意識するようになった)・・・・・・・・・・ 37.9%
- ・少なからず意識している(少なからず意識するようになった)・・・・・・・・ 52.2%
- ・あまり意識していない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7.7%
- ・全く意識していない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.5%

→ 防災について意識している(意識するようになった)方が9割以上

2 地震災害が身近に起きた時に不安に思われるものは何か

- ・無事に避難できるかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55.9%
- ・学校や職場など外出先から無事に帰れるかについて・・・・・・・・ 13.7%
- ・家族、親族らの安否について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73.5%
- ・水道、電気、ガス等のライフライン、道路、橋などが寸断されることについて・・ 71.1%
- ・避難所などでの生活環境について・・・・・・・・・・・・・・・・ 44.0%
- ・食料や物資の不足について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44.3%
- ・心身の健康について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29.0%
- ・お年寄りや障害のある方の介護について・・・・・・・・・・ 15.5%
- ・子どもの保育や教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5.7%
- ・仕事や収入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25.1%
- ・住宅(倒壊、その後の修繕・建て直しなど)について・・・・・・・・ 48.4%
- ・原子力発電所が被害を受けた場合の影響について・・・・・・・・ 36.6%
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.8%

→ 「家族、親族らの安否について」「水道、電気、ガス等のライフライン、道路、橋などが寸断されることについて」不安を感じている人が7割以上

3 具体的に何か災害への備えをしているか、また、これから備えようとしているか

- ・地域の集合場所や避難経路を確認する・・・・・・・・・・ 62.9%
- ・家族の連絡方法や集合場所を確認する・・・・・・・・・・ 57.0%
- ・食料品の買い置きや非常食を用意する・・・・・・・・・・ 54.8%

- ・非常持出品を用意する・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51.6%
- ・電気を節約したり、停電に備える・・・・・・・・・・・・ 48.4%
- ・消火器や住宅用火災警報器などを設置する・・・・・・・・ 32.6%
- ・家具の固定など転倒防止対策を行う・・・・・・・・・・・・ 30.8%
- ・住宅の耐震化（耐震診断又は耐震改修）を実施する・・・・ 11.2%
- ・防災訓練に参加する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16.6%
- ・地震保険に加入する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19.2%
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%

→ 災害への備えとして「地域の集合場所や避難経路を確認する」が6割以上

4 災害に関する情報を得る手段としてどれが効果的だと思うか

- ・市の広報車や消防車などによる呼びかけ・・・・・・・・・・ 77.4%
- ・地域の自主防災会や消防団などを通じた呼びかけ・・・・ 67.0%
- ・テレビやラジオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85.5%
- ・京都市のホームページ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8.0%
- ・電子メール（事前にメールアドレスを登録された方への配信）・・・・ 14.0%
- ・ツイッターやフェイスブックなどのインターネットサービス・・・・ 12.3%
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.1%

→ 「テレビやラジオ」が9割近く、「市の広報車や消防車などによる呼びかけ」が8割近く

5 災害に備えた水対策として大切に思われることは何か

- ・各家庭で飲料水の備蓄をしておく・・・・・・・・・・・・ 65.3%
- ・各家庭で風呂の水の汲み置き、雨水の貯蔵、
貯水タンク付きの給湯器の設置など、生活用水の備蓄をする・・・・ 36.6%
- ・災害時に使える井戸の事前登録を行う・・・・・・・・・・・・ 12.5%
- ・市施設や公園における貯水槽の設置や、学校等に井戸をつくる取組・・・・ 44.0%
- ・上下水道施設の耐震性を高める・・・・・・・・・・・・ 47.0%
- ・水道水の徹底した水質管理と情報公開を行う・・・・・・・・ 34.9%
- ・関係自治体などと連携して、水源の安全対策に取り組む・・・・ 25.8%
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.6%

→ 水対策は3分の2の人が「各家庭で飲料水の備蓄をしておく」

6 災害時に援護が必要な方の個人情報のあり方についてどう思うか

- ・日頃から行政のみが情報を把握しておき、地域は災害時に限って
行政から提供を受けることが望ましい・・・・・・・・・・・・ 16.3%
- ・日頃から行政だけでなく、地域でも、希望者を聞いたり
行政と連携するなどの方法により、情報を把握しておくことが望ましい・・・・ 71.3%
- ・地域において個人情報を知るべきではない・・・・・・・・・・ 2.5%
- ・わからない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7.2%

→ 「日頃から行政だけでなく、地域でも、希望者を聞いたり行政と連携するなどの方法により、情報を把握しておくことが望ましい」が7割以上

7 避難所の運営について、あらかじめどのような対策が必要と思うか

- ・地域で避難所の運営体制をあらかじめ決めておく・・・・・・・・ 56.6%

- ・避難所運営マニュアルを作成し、地域の人々に知らせておく・・・63.9%
- ・避難所運営の講習会や訓練を行っておく・・・29.0%
- ・当面の食料や飲料水、寝具、暖房器具、ラジオなど、
避難所に必要な物品を備えておく・・・66.8%
- ・避難所運営について日頃から行政と地域で協議しておく・・・60.1%
- ・その他・・・2.0%

→ 避難所運営の事前準備として3分の2の人が「当面の食料や飲料水、寝具、暖房器具、ラジオなど、避難所に必要な物品を備えておく」

8 これまで以上に有効な防災訓練を行うために、どのようなことが望ましいか

- ・町内会単位など、より身近な規模での防災訓練の頻度を増やす・・・42.5%
- ・災害後の避難所の運営を主眼とした訓練を行う・・・26.7%
- ・身近な災害危険を前提とした避難訓練を行う・・・45.7%
- ・消火や救出・救護を中心とした防災訓練を行う・・・30.8%
- ・応急手当の訓練（研修）を行う・・・30.9%
- ・地域の地図を囲んで災害時のシミュレーションをしたり、
どう行動すべきかを話し合ったりする訓練を行う・・・38.6%
- ・子どものうちから防災意識を養うために、幼児教育や学校教育の中で
積極的に防災訓練を取り入れる・・・60.1%
- ・消防や警察、自衛隊などの防災関係機関中心の訓練を行う・・・24.8%
- ・防災は各自で備えるべきもので、集団での防災訓練は必要ない・・・4.5%
- ・その他・・・1.9%

→ 「子どものうちから防災意識を養うために、幼児教育や学校教育の中で積極的に防災訓練を取り入れる」が6割以上、「身近な災害危険を前提とした避難訓練を行う」が5割近く

9 （１）ボランティア活動をしようと思うか

- ・積極的に活動しようと思う・・・6.4%
- ・できる状況であれば、活動しようと思う・・・69.0%
- ・活動しようと思わない・・・5.4%
- ・わからない・・・11.2%

→ 4分の3の人がボランティアについて「積極的に活動しようと思う」、「できる状況であれば、活動しようと思う」

（２）できそうなボランティア活動は何か

- ・救援物資の仕分け、配送・・・63.6%
- ・避難所の運営の支援・・・38.0%
- ・炊き出し・・・59.8%
- ・医療や看護の手伝い・・・11.3%
- ・お年寄りや障害のある方の介助・・・28.4%
- ・子どもの世話・・・38.9%
- ・外国人の方の通訳・翻訳・・・6.5%
- ・住宅の泥かきなどの復旧活動・・・28.4%
- ・その他・・・4.5%

→ ボランティア活動の内容は6割が「救援物資の仕分け、配送」と「炊き出し」

10 **「災害に強い安全・安心のまち京都」の実現のため、京都市が力を入れるべき防災対策は何か**

- ・消火・救急活動体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39.7%
- ・避難所や広域避難場所の拡充や、その施設における防災機能の強化・・・・・・・・ 49.7%
- ・物資の備蓄や、備蓄場所の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 47.9%
- ・観光客の安全確保や文化財保護など、京都らしい対策の強化・・・・・・・・・・ 23.6%
- ・消火・救急や医療に関する、他都市等との連携体制の整備・・・・・・・・・・ 36.6%
- ・ボランティア活動が速やかに行われるようにするための対策・・・・・・・・・・ 15.9%
- ・災害時の避難等に関する知識の普及・啓発・・・・・・・・・・ 22.8%
- ・建築物や、電気・水道・ガス等のライフライン施設の、耐震性の強化・・・・・・・・ 58.2%
- ・近辺の原子力発電所が被害を受けた場合に備えた、
国・京都府などとの連携による対策の推進・・・・・・・・・・ 34.6%
- ・インターネットや携帯電話を活用した情報伝達体制の充実・・・・・・・・・・ 13.1%
- ・災害時の生活用水など安全な水の確保のための対策・・・・・・・・・・ 43.9%
- ・義援金や支援金の迅速な配分のための体制の整備・・・・・・・・・・ 19.8%
- ・消防団の活性化や自主防災組織の強化・・・・・・・・・・ 10.1%
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.4%

→ **「建築物や、電気・水道・ガス等のライフライン施設の、耐震性の強化」が6割近く、
「避難所や広域避難場所の拡充や、その施設における防災機能の強化」、「物資の備蓄
や、備蓄場所の充実」がそれぞれ5割近く**